

令和 6 年 第 6 回定例会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 12 月 10 日 開会

令和 6 年 12 月 11 日 閉会

横 瀬 町 議 会

令和6年第6回定例会 横瀬町議会会議録

目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月10日（火）	
○開 会	5
○開 議	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○諸般の報告	8
○一般質問	14
5 番 黒 澤 克 久 議員	14
6 番 宮 原 みさ子 議員	25
4 番 向 井 芳 文 議員	28
2 番 関 貴 志 議員	44
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
・ 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第3号））	
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
・ 議案第50号 横瀬町官民連携プラットフォーム審査会条例の一部を改正する条例	
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
・ 議案第51号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
・ 議案第52号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
・ 議案第53号 横瀬町環境審議会条例の一部を改正する条例	
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
・ 議案第54号 横瀬町下水道条例の一部を改正する条例	
○散 会	56

12月11日（水）	○開 議	59
	○議事日程の報告	59
	○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
	・議案第55号 令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）	
	○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
	・議案第56号 令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）	
	○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
	・議案第57号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3 号）	
	○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
	・議案第58号 令和6年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第2号）	
	○答弁の補足	70
	○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
	・議案第59号 工事請負契約の締結について	
	○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
	・議案第60号 町道の路線の認定について	
	○議案第61号～議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
	・議案第61号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定について	
	・議案第62号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定について	
	・議案第63号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定について	
	○議案第64号の上程、説明、質疑、採決	74
	・議案第64号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
	○閉会中の継続審査の申出	75
	○閉 会	76

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第76号

令和6年第6回横瀬町議会定例会を、令和6年12月10日横瀬町役場に招集する。

令和6年12月3日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１２名）

１番	森	沢	望	美	議員	２番	関		貴	志	議員
３番	町	田		多	議員	４番	向	井	芳	文	議員
５番	黒	澤	克	久	議員	６番	宮	原	み	さ	子
７番	新	井	鼓	次	郎	議員	８番	内	藤	純	夫
９番	若	林	想	一	郎	議員	１０番	関	根		修
１１番	小	泉	初	男	議員	１２番	若	林	清	平	議員

不応招議員（なし）

令和6年第6回横瀬町議会定例会 第1日

令和6年12月10日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

5 番 黒 澤 克 久 議員

6 番 宮 原 みさ子 議員

4 番 向 井 芳 文 議員

2 番 関 貴 志 議員

1、議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第3号））
の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第50号 横瀬町官民連携プラットフォーム審査会条例の一部を改正する条例の上程、説明、質
疑、討論、採決

1、議案第51号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の上程、説
明、質疑、討論、採決

1、議案第52号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第53号 横瀬町環境審議会条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第54号 横瀬町下水道条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1 番	森	沢	望	美	議員	2 番	関		貴	志	議員	
3 番	町	田		多	議員	4 番	向	井	芳	文	議員	
5 番	黒	澤	克	久	議員	6 番	宮	原	み	さ	子	議員
7 番	新	井	鼓	次	郎	議員	8 番	内	藤	純	夫	議員
9 番	若	林	想	一	郎	議員	1 0 番	関	根		修	議員
1 1 番	小	泉	初	男	議員	1 2 番	若	林	清	平	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富山 大島	田中畑	能正忠	成広雄	町教主	長育ち	井逸工	上見藤	雅和	国秀学	副町総務課	町長	
				課	経営長					税務課	會計長	
				税務課	會計担当							
				課長	兼計者							
島	田	伸	子			平	沼	宏	一		町民課長	
平	沼	朋	子	福祉課	介護長	加	藤	美智	子	福祉課	介護担当長	
守	屋	則	子	健子課	育康て長	町	田	勝	一		振興課長	
小	泉	達	美	建設課	長	久	古		武	建設課	担当長	
町	田	一	生	教育課	次長	大	沢	賢	治	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

加	藤		勉	事	務	局	長	渡	辺		岬	書	記
---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○新井鼓次郎議長 皆様、おはようございます。

令和6年第6回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○新井鼓次郎議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○新井鼓次郎議長 本定例会の開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。本日は、横瀬町議会12月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

師走に入り、何かと慌ただしさが感じられるようになってまいりました。秩父の冬の風物詩、秩父夜祭りも終わり、寒さが厳しくなるこの時期、議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、ご活躍いただきますようご祈念申し上げます。

さて、第2次石破内閣が発足し、新たな政権運営が始まりました。先日行われた記者会見の中で、総理大臣は、一人でも多くの国民の皆様方の幸せを実現するために、3つの優先課題に取り組んでいくとの発言がありました。第1の課題は「国の安全保障環境への対応」、第2の課題は「治安、防災へのさらなる対応」、そして第3の課題が「日本全体に活力を取り戻すこと」でありました。

とりわけ第3の課題である日本全体に活力を取り戻すために、政府は「地方創生2.0」の議論をスタートさせ、「基本的な考え方」を12月末までに決定するとしています。また、ボトムアップの地方のアイデアを後押しするために、地方創生の交付金は当初予算ベースで倍増しつつも、補正予算においても前倒しで措置し、できるだけ早く、より積極的な地方の方々や自治体に交付するなど、きめ細かい施策の実現を進めていくとのことでした。

町としましても、今後、示されるであろう新たな地方創生の国の施策と連動しつつ、人口減少対策など様々な課題に向けた実効性のある施策を積極的に進めてまいります。

それでは、各事業の一部について、進捗状況等を報告させていただきます。

初めに、自治体間連携の9月以降の活動についてです。今年1月に締結した福島県磐梯町、島根県海士町との「三町未来共創協定」に基づき、互いの先進事例をはじめ、各種施策の取組を共有するため、海士町と交互に職員を派遣し交流を深めました。海士町からは、9月16日から20日までの5日間で3名の職員を横瀬町で受け入れ、横瀬町からは10月7日から11日の5日間、4名の職員を海士町に派遣しました。今後も各自治体の得意分野のノウハウを共有し、優秀な人材の育成につながる人事交流を積極的に進めてまいります。

また、新たな自治体間連携として、10月12日に秩父地域1市4町と東京都足立区との間で、治水・防災に関する協定を締結しました。これは政府が推進する流域治水の考え方にに基づき、荒川上流域に位置する秩父地域と下流域に位置する足立区との間で、治水と防災の2つの協定を同時に締結したものです。今後は、この協定に基づき、森林環境譲与税を活用した上流域の森林整備や大規模災害が発生した際に相互応援を行うことになります。これからも、様々な形で自治体間連携を推進し、新たな自治体運営にチャレンジしてまいります。

次に、地域活性化起業人についてです。10月1日、地域活性化起業人とし、パブリックホールディングス株式会社の桐生和弥さんが着任されました。派遣期間は令和7年3月31日までの半年間の予定です。

桐生さんには、人材育成事業や地域の農林業等の振興・活用事業の活性化のために、新たな事業を展開していただいております。その一つに、「食」分野で秩父地域を活性化したい人を募集し育成するという「食」＆「人材」育成プログラムがあります。このプログラムは、全国的にも有名な奥田政行氏がオーナーシェフを務める山形県鶴岡市のイタリア料理店、アル・ケッチャーノの協力を得て実施をします。アル・ケッチャーノは地産地消に力を入れていて、地域の農業や漁業を活性化していることで有名なレストランです。

育成対象となる人材には、アル・ケッチャーノのグループで1年半から2年の修行していただき、横瀬に戻っていただき、食分野で活躍をしていただくというものです。

このプロジェクトマネジャーとして、企画設計、募集事務、派遣先との調整などを積極的に進めていただくなど、地域活性化のための様々な活動をしていただく予定です。

次に、敬老会についてです。長寿をお祝いし、末永い健康を願って、9月20日に町民会館において75歳以上の方を対象に「敬老会」を開催しました。当日は来賓を含めて314名の方にご出席いただき、お祝いの言葉と記念品を贈呈いたしました。アトラクションでは、保育所の子供たちによる屋台囃子、老人クラブ女性部による舞踊、ものまねタレント、ゴージャス京子さんによるものまねショーで会場が一体となり、有意義で楽しいひとときを過ごしていただいたものと思います。来年度も開催方法、内容等を検討しながら、高齢者の方が楽しんでいただける敬老会となるように実施をしてまいります。

次に、「寺坂棚田彼岸花まつり」です。寺坂棚田保存会の皆様をはじめ関係者のご協力により、9月22日、寺坂棚田彼岸花まつりが開催されました。今年は猛暑の影響で彼岸花の開花が遅れ、開花状況は1割から2割程度、さらに当日の午前中は小雨が降る中での開催となってしまいました。しかしながら、町内外から510名ものご来場をいただき、たんぼの真ん中演奏会や特産品の販売などと併せて、自然豊かな棚田の景観をお楽しみいただきました。

次に、10月27日に開催した「よこぜまつり」です。今年のよこぜまつりは、衆議院議員総選挙と重なっ

たため、会場の制限等により同時に開催していた健康まつりを中止しての開催となりました。当日は、各地区のコミュニティ団体や各種団体のご協力により、郷土料理や特産品の販売、郷土芸能や屋台囃子の上演、元気を当てようキャンペーン、芸能ショーなど数多くの催しを行い、延べ約5,000人の方にご来場いただきました。町内外から大勢のお客様にお越しいただき、楽しんでいたと思います。今後も地域全体で取り組むイベントとして、工夫をしながら継続していきたいと考えています。

次に、「町民文化祭」です。11月1日から3日までの3日間、町民会館において町民文化祭を開催しました。町民の皆様による力のこもった作品展示や舞台公演など、日頃の活動の成果を発表する場として、また身近な文化に触れる場として、総勢1,445人の方にご来場いただきました。また、3日には人権標語の表彰式と人権映画鑑賞会を併せて開催し、人権の啓発活動も行いました。今後も各文化団体の自主的な活動を応援し、豊かな人間形成や潤いのある生活を実現できるよう努めてまいります。

最後に、当町が進めている「日本一歩きたくなるまちプロジェクト」の一環で実施している「里山まるマルシェ」です。11月23日に16回目となる里山まるマルシェを開催いたしました。西武鉄道主催のウォーキング&ハイキングと同時開催で実施したこともあり、協力者を含め1,006名の多くの方に参加をしていただきました。横瀬駅をスタートとする、町内のお寺を巡る2つのコースを設定し、里山をハイキングしながら、途中で提供される地元のグルメ、地元アーティストによる演奏会など、地元の方との交流を楽しんでいただきました。また当日は、立教大学の学生や秩父農林振興センター職員のご協力もいただき、地域のイベントとして大変盛り上げていただきました。今後も地域の活性化を図るとともに、ウォーキングの普及啓発や健康長寿につながる取組を、住民の方の声を聞きながら、引き続き積極的に推進してまいります。

以上、事業の一部を申し上げさせていただきましたが、引き続き各事業に全力で取り組んでまいりますので、皆様には事業が円滑に進みますよう、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

本定例会のご提案に申し上げました議案であります。専決処分の承認1件、条例の一部改正5件、補正予算4件、工事請負契約の締結1件、町道の認定1件、指定管理者の指定3件、人事案件1件でございます。

ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 町長の発言を終わります。

◇

◎議事日程の報告

○新井鼓次郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○新井鼓次郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により、

9番 若 林 想一郎 議員

10番 関 根 修 議員

11番 小 泉 初 男 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。



◎会期の決定

○新井鼓次郎議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、報告を求めます。

8番、内藤純夫委員長。

〔内藤純夫議会運営委員会委員長登壇〕

○内藤純夫議会運営委員会委員長 皆様、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

当委員会は、12月4日に開催し、議案等の提示を受け、委員全員で検討協議した結果、本定例会の会期は、12月10日から11日までの2日間と決定いたしました。

委員から、簡単明瞭な分かりやすい質問、答弁を行っていただくようとの意見が出ておりますので、議員、執行部ともこのことに注意され、発言されるようお願いいたします。

本委員会の決定に賛同され円滑な議会をお願いいたしまして、報告を終わります。

○新井鼓次郎議長 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日10日から11日までの2日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は2日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○新井鼓次郎議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

初めに、令和6年第5回定例会以降に受理いたしました陳情につきましては、お手元に陳情文書表及び陳情書の写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、第5回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましては、お手元に議員派遣の件として配付して

あります会議規則第116条第1項ただし書の規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、令和6年9月、10月及び11月実施分の例月出納検査結果報告並びに令和6年度定期監査等の結果報告が提出されております。

監査委員の報告を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 皆様、おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長のご指名をいただきましたので、例月出納検査並びに定期監査等の監査結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

初めに、例月出納検査の結果報告から説明いたします。内容につきましては、令和6年9月24日、10月18日及び11月19日に実施いたしまして、地方自治法第235条の2第3項及び地方公営企業法第27条の2第2項の規定により報告したものでございます。

検査の対象といたしましては、令和6年度一般会計及び3つの特別会計、並びに公営企業会計の歳入歳出現金出納状況でございます。

検査の概要でございますが、あらかじめ会計管理者から現金の出納状況を知るに必要な調書を提出していただき、別に関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、関係職員の説明を求めたところでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合し、正確に処理されており、計数上の誤りは認められませんでした。また、軽易な指摘事項については、検査の過程において触れておきましたので省略いたします。その他、特に指摘事項はございませんでした。

なお、令和6年10月31日現在の一般会計等に係る現金残高は、4億4,736万5,583円であることを確認いたしました。

次に、定期監査等の結果についてご説明申し上げます。

内容につきましては、地方自治法第199条第4項及び第2項の規定に基づく定期監査等の結果について、令和6年11月29日に同条第9項の規定により提出したものでございます。

本年度の定期監査等は、本庁舎内の各課及び町民会館、公民館、図書館、歴史民俗資料館、横瀬中学校、学校給食調理場、保育所を対象として、また財政援助団体等の監査につきましては、有限会社果樹公園あしがくぼ、一般社団法人横瀬町観光協会、社会福祉法人横瀬町社会福祉協議会を対象に、10月28日、29日及び11月1日の3日間で実施いたしました。

監査対象は、あらかじめ指定した事務を除き、令和5年10月から令和6年9月末までの各課所の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに財政援助団体の事務の執行等でございます。

監査の概要でございますが、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について共通事項及び個別事項を定め、指定様式の提出と関係書類の提示を求め、また下水道事業にあつては、工事業務及び水質管理センターの管理運営状況について関係書類の提示を求めた上、各課長及び関係職員の説明を受け、質疑応答を行いました。

財政援助団体等の監査につきましては、関係資料の提出、提示をいただき、関係職員から説明を受け、

監査を実施したところでございます。

監査の結果について申し上げます。なお、詳細につきましては、結果報告を御覧いただくようお願い申し上げます、ここではその要旨について述べさせていただきます。

本定期監査を実施したところ、各課所における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については適正に執行されており、特に問題はないものと認められました。財政援助団体等の3団体につきましても、関係帳簿を確認した結果、適切に処理されており、誤りのないものと認められました。

なお、本定期監査等の結果については、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和6年11月29日に横瀬町役場掲示板において告示し、これを公表いたしましたので、申し添えさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 大沢代表監査委員の報告を終わります。

次に、常任委員会の報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告を求めます。

9番、若林想一郎委員長。

〔若林想一郎総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○若林想一郎総務文教厚生常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により、次のとおり報告します。

開催日時、令和6年11月27日、午後2時より横瀬町役場302会議室。出席者、委員6名、執行部13名、事務局2名。会議録署名委員、向井芳文委員、新井鼓次郎委員にお願いをいたしました。

審査事件等、1、所管事務調査、自治体間連携について、2、教育委員会報告について、3、その他でございました。

審査経過・まとめ、1、所管事務調査、まち経営課長より自治体間連携について、資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。まとめ、当委員会としては、説明を受け質疑応答を行ったということで、まとめといたしました。

2、教育委員会報告について、教育長より資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。まとめ、当委員会として、説明を受け質疑応答を行ったということで、まとめといたしました。

3、その他、執行部から所管事務の報告、説明があり、当委員会としてはこれら報告、説明を聞き置くことといたしました。

以上で報告を終わります。

○新井鼓次郎議長 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

5番、黒澤克久委員長。

〔黒澤克久産業建設常任委員会委員長登壇〕

○黒澤克久産業建設常任委員会委員長 議長から報告を求められましたので、産業建設常任委員会委員長報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおりの報告

いたします。

開催日時、令和6年11月27日午前10時より、横瀬町役場302会議室で行いました。出席者は、委員5名、議長、執行部6名、事務局2名であります。会議録署名委員に、内藤純夫委員、若林清平委員をご指名いたしました。

初めに、町長よりあいさつをいただき会議に入りました。

審査事件等は、(1)、所管事務調査、道の駅果樹公園あしがくぼの令和6年度上半期利用状況について、(2)、その他であります。

審査経過・まとめ、1、所管事務調査、道の駅果樹公園あしがくぼの令和6年度上半期利用状況について、資料に基づき振興課長より説明を受けました。質疑では、従業員等の人材確保について、今後の農産物加工品などの豊富化(充実)について等がありました。まとめ、当委員会として説明を受け質疑応答を行ったということで、まとめといたしました。

2、その他、執行部から12月定例会提出案件の概要について報告・説明を受け、当委員会としてこれらの報告・説明を聞き置くことといたしました。

以上報告いたします。

○新井鼓次郎議長 次に、広報常任委員会の報告を求めます。

6番、宮原みさ子委員長。

〔宮原みさ子広報常任委員会委員長登壇〕

○宮原みさ子広報常任委員会委員長 議長から報告を求められたので、広報常任委員会報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

広報常任委員会。開催日時、令和6年9月19日午後3時より、横瀬町役場議員控室にて。出席者、委員6名、議長、事務局1名。会議録署名委員といたしまして、森沢望美委員、町田多委員。

審査事件等、1、議会だより第144号の編集について、2、その他でございます。

審査経過・まとめといたしまして、議会だより第144号の編集について協議・検討を行いました。

開催日時、令和6年10月11日午後1時より、横瀬町役場議員控室にて。出席者、委員6名、議長、事務局1名、会議録センター1名。会議録署名委員といたしまして、関貴志委員、町田多委員にお願いいたしました。

審査事件等、1、議会だより第144号の編集について、2、その他でございます。

審査経過・まとめといたしまして、議会だより第144号の編集について協議・検討を行い、最終確認については正副委員長一任ということで決定いたしました。

10月18日に正副委員長による最終確認をし、11月1日に発行済みでございます。

開催日時、令和6年12月4日午後2時30分より、横瀬町役場議員控室にて。出席者、委員5名、議長、事務局1名、リモートで会議録センター1名。会議録署名委員といたしまして、向井芳文委員、黒澤克久委員にお願いいたしました。

審査経過・まとめといたしまして、1、議会だより第145号の編集について、2、その他。

審査経過・まとめといたしまして、議会だより第145号の編集について、協議・検討を行いました。

広報常任委員会活動といたしまして、令和6年度町村議会広報研修会、日時、9月25日。場所、東京都港区ニッショーホールにて。出席者、委員3名、事務局1名。内容といたしまして、読まれる議会広報紙に向けた講演。

令和6年度議会広報研修会、日時、11月1日。場所、埼玉県県民健康センターにて。出席者、委員3名。内容、議会広報の充実を図ることを目的とした講演。

ちちぶエフエムラジオ出演、日時、11月15日。場所、ちちぶエフエム。出席者、委員3名、事務局1名。内容、広報常任委員会や議会ナビの取組等についてラジオ出演をいたしました。

以上報告といたします。

○新井鼓次郎議長 常任委員会の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を求めます。

9番、若林想一郎議員。

〔9番 若林想一郎議員登壇〕

○9番 若林想一郎議員 議長よりご指名をいただきましたので、秩父広域市町村圏組合議会の報告をいたします。

全員協議会は、令和6年11月8日午前10時より。開催場所、秩父クリーンセンター3階大会議室。出席者、議員15名、関係職員。議事（1）、諸報告、（2）、議会運営について。

令和6年第3回11月定例会につきましては、開催日時が令和6年11月15日午前10時より開会。開催場所、秩父市役所、本庁舎4階議場で行いました。出席者、議員16名、管理者、副管理者、理事、監査委員、関係職員。

議事日程1、会議録署名委員の指名。2、会期の決定、1日。3、諸報告。4、管理者提出議案の報告。5、一般質問、1名。6、議案第18号 令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について、総員起立で認定をされました。

7、議案第19号 令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）、こちらにつきましても総員起立、原案可決で行いました。

8、議案第20号 令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）、こちらにつきましても総員起立で原案可決で行いました。

9、議案第21号 消防救急デジタル無線設備整備事業に係る不法行為による損害賠償請求訴訟の和解について、こちらにつきましても総員起立、原案可決で行いました。

続いて、10、議案第22号 財産の取得について（小型支援車）、こちらにつきましても総員起立、原案可決で行いました。

以上報告をいたします。

なお、広域議会資料は控室に置いてありますので、御覧いただきたいと思います。内容細部につきましては、控室等で質問を願いたいと思います。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

各報告に対し、質疑がございましたらお受けいたします。質疑ございますか。

5 番、黒澤克久議員。

○5 番 黒澤克久議員 5 番です。すみません、2 点教えていただきたいのですが、総務文教の報告の中で、今回、自治体間連携と教育委員会報告がありまして、まず自治体間連携についてどんな質疑があったのかと、教育委員会報告は結構立派な資料がついてきているのですけれども、この中でどんな質疑があったかの 2 点教えていただければと思います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁をお願いします。

9 番、若林想一郎委員長。

○若林想一郎総務文教厚生常任委員会委員長 ただいま黒澤議員から質問いただきました自治体間連携につきましては、町長のあいさつにもありましたように、各自治体の連携を図って、それぞれの市町村の事業の推進を図りたいということでございました。ご案内のとおり、福島県の磐梯町、それから島根県の海士町、そして足立区、そして北栄町等に職員がお互いに出向いて、交流を深めたということでございます。こちらにつきましては、これから成果が出るものと期待をしているところでございます。

あと、教育長報告の資料のとおりでございますが、教育長も 4 月に代わられまして、大変張り切っております、すばらしい成果を収めているのではないかなと。そういう意味で、自信を持った報告をいただきました。私のほうとしては、すばらしい教育長に就任されて、頑張っておられるなと思っております。そういうことで報告になるかどうか分かりませんが、内容的にはすばらしいものだと思います。

〔「議長、どんな質問が出ているかと聞いているんだから」と
言う人あり〕

○若林想一郎総務文教厚生常任委員会委員長 質問については学校運営に対することで、あとは児童生徒の管理ということで、欠席というか、している子供が何人かいる。不登校児童ですか、その辺についての質問。あとは、学力テスト等がございましたが、そちらについて質問がありました。横瀬町は頑張っているという報告でございましたので、そんなところです。

○新井鼓次郎議長 報告者の答弁を終わります。

再質疑ございますか。

5 番、黒澤克久議員。

○5 番 黒澤克久議員 すみません、自治体間連携について質疑というのは、ではなかったということですか。報告があったというだけでしょいか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する報告者の答弁を求めます。

9 番、若林想一郎委員長。

○若林想一郎総務文教厚生常任委員会委員長 自治体間連携については相互に交流があるということで、こちらについての経費、例えば遠いところへ行くとお互いに経費がかかります。これはいいことであるけれども、将来的に経費が増すのではないかと、それもしようがないのではないかなというような話でした。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

○5 番 黒澤克久議員 ありません。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

8 番、内藤純夫議員。

○8 番 内藤純夫議員 今の黒澤議員の質問にちょっと関連しまして、不登校生徒が小学校で1名というすばらしい数字だと思うのですが、そのことに対しての質問と答弁はどのようなものが出たか、ちょっとお聞きいたします。

○新井鼓次郎議長 報告者の答弁を求めます。

9 番、若林想一郎委員長。

○若林想一郎総務文教厚生常任委員会委員長 特にその1名についての質問はありませんでした。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

○8 番 内藤純夫議員 結構です。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○新井鼓次郎議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は4名でございます。

質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

初めに、5番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

5番、黒澤克久議員。

〔5番 黒澤克久議員登壇〕

○5番 黒澤克久議員 皆さん、おはようございます。5番、黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。それでは、通告に従いまして、一般質問に入ります。今回は3項目の質問になります。

大項目1、防犯対策について。要旨明細（1）、防犯カメラの設置状況について。近年、犯罪グループが闇バイトで実行犯を募り実行する凶悪な強盗事件は全国で発生しており、ニュースで取り上げられるケースも少なくありません。犯人は金品を奪うために暴力や脅迫を伴うことが多く、その被害は財産だけでなく、被害者の心身にも深刻な影響を及ぼします。

また、こういった犯罪は、一軒家にお住まいの高齢者がターゲットとなりやすい傾向にあります。一軒家では、外部からの助けが得にくいため標的にされやすく、加えて高齢者は身体的に抵抗しづらいため、強盗に遭いやすい傾向があります。防犯カメラやセンサーライトは、犯罪者にとって大きな抑止力となります。特に玄関や窓の周辺に設置することで、不審者の侵入を未然に防ぐことができます。最近では、手頃な価格で設置できる防犯カメラも増えており、スマートフォンで監視映像を確認できる製品も人気とな

っています。通学路や学校、町が管理している建造物周辺など、現状の防犯対策、防犯カメラの設置状況についてお伺いします。

(2)、今後の対応について。町民から防犯対策、防犯カメラ設置について多くの質問をいただいております。防犯意識の高まり、その反面、不安、心配されている方が増えていることと思います。町民の安心安全を守ること行政として必要ではないかと思いますが、今後の対応についてお伺いいたします。

大項目2、地域公共交通について。要旨明細(1)、現状の課題認識について、(2)、今後の進め方について。地域公共交通について、定期的な質問、確認させていただいております。今回11月に地域公共交通について勉強会、意見交換会を開催したところ、小鹿野町、皆野町ともに行政職員、議員の方々が参加していただけて、2時間では足りない充実した会になりました。

そこで、横瀬町の課題認識、今後の進め方についてお伺いします。

続いて、大項目3、道の駅あしがくぼについて。要旨明細(1)、道の駅からの町の情報発信について。道の駅果樹公園あしがくぼは、秩父地域の東の玄関口として多くの観光客が訪れ、にぎわっております。春の新緑から秋の紅葉シーズン、そして冬の名物に育った「あしがくぼの氷柱」、県内外の方からお褒めの言葉をいただきます。

一方で、「横瀬町の観光施設、拠点などの情報発信は足りないよね。横瀬に寄らずに秩父市に行っちゃうよ」、そんなご意見もいただいております、改めて道の駅からの町の情報発信取組についてお伺いいたします。

(2)、町内の経済循環について。飲食店、観光施設などの売上げ増は、町の税収増につながるようになります。それだけでなく、我が町での起業を考える方が増える要素にもなると思います。町内の経済循環について考えをお伺いいたします。

以上を壇上での質問といたします。

○新井鼓次郎議長 質問1、防犯対策についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 質問事項1、防犯対策について答弁させていただきます。

要旨明細(1)、防犯カメラの設置状況についてですが、首都圏を中心に発生している相次ぐ強盗事件の多くは、闇バイトへの応募をきっかけに犯罪に及んでいることが警察の捜査で徐々に明らかになってきました。自宅で就寝中に襲われ、住民がけがをする事件も発生しています。こうした事件を含め、後を絶たない強盗事件の標的にされないためにも様々な対策が求められています。

そこで、町の管理している施設及びその周辺への防犯カメラの設置状況についてであります。主に施設内への侵入を発見するために設置しているものがほとんどであります。施設によっては外部を含めた形で監視しているところもあります。カメラの種類としましては、以前から設置しているものについては、カメラと記録装置、モニターがセットになったものでありましたが、最近設置しているものについては、インターネットを活用したものが主流となってきており、比較的安価な費用で設置できているものもあります。ただし、この場合はWi-Fi環境の整備が別途必要になります。

施設ごとの具体的な内容については、防犯の観点から、この場では控えさせていただきますが、役場庁

舎、町民会館、小中学校を含め13の施設で設置しております。カメラの総数は45台になります。通学路を含めて道路への設置は、今のところございません。

次に、要旨明細（２）、今後の対応についてですが、現在、各施設に設置してあるものについては、ほとんどが施設内部や、その敷地内を監視しているものであります。今後は、もしも被害に遭った場合に、犯人の侵入や逃亡経路も確認できるように、周辺の道路等の公共空間も含め監視することも必要になってきています。設置場所や周辺状況を確認し、より効果的で効率的な設置方法について研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再質問ございますか。

５番、黒澤克久議員。

○５番 黒澤克久議員 答弁ありがとうございます。

それでは、現状の設置台数とか、それは今、教えていただいたのでしっかり把握できました。むしろ今後の対応というのが一番どういうふうな方向性で進めていくのかというのが、今回の一般質問の中では僕は重要視しているところです。

その中で、まずよその自治体を調べてみると、個人宅に対してかなりの自治体が補助を出しているというのが、データ上でも、それは町のほうで調べていただいても多分分かると思います。それに、さらにそういうカメラとか防犯対策グッズの補助を出しますというものの倍率が非常に高い。それだけ市民、町民、住民、全ての人が今回の一連の事件などで心配になっているから、行政が定めた枠が実質一月ももたずに全部出てしまいました。もう来年までありませんということが報告というか、出ているのです。もう今年度締め切りました。本来の締め切りは今年度いっぱいまでなのに、早い段階でなくなってしまっている。

多分それは、我が町においても、私なんかぐらいのところに、どうなっているのって聞きに来るということは、皆さん関心が高くて、独居で生活しているか、高齢世帯で生活しているかにもよりますけれども、やっぱりちょっと心配になってきているのだらうな。県内でありました。県内も我々でいうと西武沿線沿いの都市でもそういう事件が起きたのが、ニュースで報道されていました。

一方で、秩父市さんは、今回、この辺のことをやり始めたのです。秩父市も予算があつという間に底について、すぐ終了してしまっているという状況なのですが、秩父市でまたちょっと違うのは、みやのかわ商店街という商店街があります。みやのかわ商店街さんが、いち早く防犯カメラの設置を始めるといときに、たしか埼玉県補助と国の補助と、そして秩父市の補助という形で動いたと、そういうふうにお話を聞いているのですが、我が町でいくと商店街というのはないですけれども、犯罪抑止力には相当つながつている。そして何かが起きたときに、やっぱり防犯カメラで、どこに車を止めて、どこから目出し帽をかぶってというのが、防犯カメラで記録されていたらしいのです。最後、どちらの方向に車が出ていったかまで、その町内会は防犯カメラがあるおかげで、犯人がすぐ捕まえられたと、車のナンバーももう丸分かりですから。そういう意味では、うちの町もそういうことを考えなくてはいけないタイミングが来たのではないかなと思っています。

最初に、個人宅につけることの意義というのと、例えば観光施設、その辺につける意義ってちょっと意味合いが違って、２つに分かれると思うのですが、観光施設の場合は不特定多数の方の出入りが多いので、よそで何かがあったときに、何かしらのデータを求められたときに対応ができるようになるという

面が1つ。

一方で個人宅のほうは、本当に住民の安心安全を担保する上で、誰か知らない人が来ていたというのが記録に残っているだけでも相談しやすい環境ができると思います。

その2つを鑑みて、町として、今後、どういうふうに策を練るのか、この防犯対策について町長がどういうふうなお考えでいるのかをちょっとお伺いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからお答え申し上げます。

まず、これは地域の安全安心を守るために、地域の犯罪発生を抑止するために公共が何ができるかという問いだと思っています。これ昨今の状況でいくと、まずは独り暮らしのご老人とかがターゲットになってしまうという悪質な犯罪が目に見えてきていると。それは、形としては闇バイトというのが絡んでいるということです。トータルでいうと一番大事なのは、まずこの火元を何とかすることだと私は思っていて、それは闇バイトが募集されるシステムにメスを入れる。そこを抑止していくというの、これは国の仕事。まず、力を入れてやってほしいというふうに思っています。これが大前提。

した上で、地域を考えますと、今のところでいきますと、横瀬町は犯罪発生率は低い町です。よく私、お話しさせていただきますけれども、直近のデータでは埼玉県の63自治体で刑法犯罪発生率が人口当たり一番少ない自治体になっています。ここまでは、まあまあ守られていると思っています。

あと、町ができることとして、言っても横瀬町も独居老人の比率が高くなる、空き家も出てくるということで、そこが懸念される状況になるということでしたので、集落支援員をお願いして、元県警の刑事さんに町なかを回っていただいたり、アドバイスをしていただいているという状況をつくっていますと。こういったこととの組合せで、防犯カメラをどう考えるかということだと思っています。

他自治体で防犯カメラの補助を出している状況も把握していますし、やっぱり住民の皆さん、ニーズもあるということも分かってきておりますので、そこは何といひかな、町としては方法論として排除するということは全く考えていなくて、実効性があるかどうかというところを検証して、必要があれば対応は考えなくてはなという思いでいます。

横瀬町は比較的居住エリアがコンパクトであるということ、それと何より地域の皆さんの相互扶助、相互に助け合うというところができている町だと思っていまして、そこが現時点での横瀬町の犯罪発生率が低いというところに結びついていると思っています。なので、これは合わせ技で、集落支援員に見てもらおうというのもそうですし、引き続き地域の皆さんの見守り合いを町としてサポートしていくということもそうですし、その組合せで、必要あれば個人宅にカメラをつけるというところを補助するというのも、方法論としては考えるかなというふうに思っています。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再々質問ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 町長、ありがとうございました。町長のおっしゃることは、よく分かります。費用

対効果とかも考えたり、予算の根拠となるものをどうするかということもあると思いますが、それは住民が求めていたりすることでもありますし、私、今朝知ったニュースというか地域のニュースの中であったのが、あるSNSをやられている60代後半の方が投稿されている内容だったのですけれども、昨日、私の家に屋根の点検を無料でやりますという業者さんが来たと。それは、この秩父地域のある町で仕事をしていますと名のって名刺を渡さない。本人の名前言わない。だけれども、そういう形で来て、危うく、ちょっと怪しいなと思ったから、上手にお帰りいただいたけれども、それ1件だけかなと思ったら、隣接している秩父市さんでもある業者さんをやられている会社の社長さんのお宅に、たまたまそういう人が来たみたいで、根掘り葉掘り聞いて、これは間違いなく駄目なやつだなというのも、その情報で上げていました。

ただ、そこが個人が判断して、その情報共有を例えば町から怪しい業者さん聞きました。行政に通報でもいいし、警察に通報でもいいと。とにかくそこをまた連携して、そういう人たちが、あれっ、この地域、そういうことしづらい地域だなと思ってもらうように防犯意識を高めるといふ、啓発していただくことも行政として必要ではないかなと思いますので、その対応をしていただきたい。

ただ、そこが町の行政の縦割りの難しいところで、結局、そういうものをどこかの窓口で相談に行くと、多分振興課になるのです。屋根のリフォームの、何となく多分そうになってしまうのだと思うのです。総務課ではないのです。何か、だから私の中でも、ふと腑に落ちない点があって、今回はあえて総務課に防犯カメラの話をしていきますけれども、多分それが国とか県の補助金の内容でいくと、うちでいうと振興課が担当するような、商店とか個人宅もオーケーというような枠組みなら、そっちに行くのかなと思ったり、そこがうちの町では横串をよく入れるということを最近おっしゃってくれるので、何かしらのヒントになる財源が見つかれば対応できると思うのですが、その辺も含めて今後、対応をちゃんとしていただきたいなと考えています。

それを踏まえて、町長、本当にこれ実現可能ですか。今回の防犯カメラとか、防犯意識の向上とか、防犯対策について、もう少し気持ち強く、検討ではなくて、これがもう今12月です。来年度が見えてくるタイミングになってきます。そこを踏まえて、ご回答をお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 そうですね。やっぱり状況は変わってきていると思います。これはご指摘のとおりで、最近、少なくとも報道件数は増えてきていて、具体的な事例を目にする機会は増えてきています。なので、ここまで横瀬町としては防犯対策は力を入れてきているとは思っているのですが、さらにそれを強化する必要性を感じます。しっかりさらなる防犯対策の強化というところをやっていきたいというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、地域公共交通についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項2について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細（1）についてでございますが、地域公共交通の現状の課題認識についてということでございます。令和5年3月の議会定例会の黒澤議員から一般質問でも、同様な内容もありました。その中で、今後、ますます人口減少や少子高齢化などが進み、地域公共交通を維持していくことが難しい状況が予想されることから、持続可能な公共交通サービスを提供していくには、町で取り組むべきことと広域的に取り組むべきことが必要ではないかと考えておりますというふうに答弁をさせていただいております。この認識については、今も変わってはおりません。

次に、要旨明細（2）についてでございますが、今後の第1段階としては、町で取り組むべきことといたしましては「のりあいブコーさん号」や路線バスなどの公共交通に関することについて、利用者をはじめ町民の皆様の声をお聞かせいただくような機会をつくっていききたいというふうに考えております。

また、広域的に取り組むべきことといたしましては、秩父定住自立圏の枠組みの中で、1市4町の担当者レベルでの、どんなことができるのかなどのディスカッションから始めてみたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質問ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ありがとうございます。地域公共交通に関しては、ちょっとしつこいぐらい私もあえて町の議会で確認しながらやっているのですが、何で今回やったか。今回、原稿でそちらに話ししたとおり、小鹿野町と皆野町も結構前のめりで、いや、それはちょっと必要なことだという意見が出始めてきたというのがまず1つ。

そしてもう一つが、今年の5月末、6月の頭に、ローカルサミットというのを1市4町の合同体で、民間ベースの人たちがやりました。そのローカルサミットの中で、やっぱり各分科会が8分科会ぐらいに分かれたのかな。その中で、地域公共交通とかを考えると、落とし込んである分科会の中から、やっぱり地元の方が興味を持って聞いていた場合、反応が大分変わってきたというのがまず1つ。

そして、当事者である、タクシーなどをやられている方の代表の方も、改めてちょっと勉強し直していると、そういうお話、昨日、おととい、5日が、日曜日がその成果報告会というのを半年後に実際やったのですが、その中に、終わった後にいろんな意見がまた立ち話ながらいろいろ出てきて、いや、ちょっとこれはまたもっともっと深めて話をしていかなければいかぬなと思ったところなのですが、難しいのが、各町によって町の形も、山の形も、道路の入り方も違うので、一概にこれがベストというものは恐らくない、そういうふうに思っています。

ただし、主要になる例えば横瀬のグラウンドと、よそのグラウンドが、順次バスとかで回るようになるとか、病院とかが、またよその病院もつないでいけるようになるとか、今までは各町の中だけのルートだけを引いていけばいいやというものが、変わっていくタイミングが来るのか、住民が一番使いやすい形を考えていかなければならないのではないかと、そこに我が町は電車が通っています。駅が2駅あります。状況が違います。これが一方のほかのところで行くと、電車はあるけれども、路線バスのほうが本数が必要なのだよなというところもあります。ただ、路線バスの営業時間が実質8時で終わってしまうと、ちょっ

とどこかで寄り道をしたらもう帰りの足はないという状況が発生してしまう。困ったものだ。

でも、そこで帰りお酒をいただいても、路線バスで帰れるのだよというのを特別に実証実験してみたらどうなのだろうとか、いろいろアイデアが出始めてきたのです。うちの町の仕組みを皆野町さんもちょうと今、実証実験でやっていると聞いて、そこで言われたのが、「いや、住民が理解できないんだよ、利用者が増えないんだよ」というようなことを言われたのですけれども、私はそのときに、その皆野の方に言ったのは、「いや、これってかなりうちは職員さんが徹底的に皆さんに分かりやすく、何度も何度も説明をした。だから今うちは割と利用率も高く、形になってきていると思いますよ」という話をしたのですけれども、それが正しかったかどうか、まち経営課長の中で、なぜうちは利用率が高く、ある程度の満足をいただいているのかというのが把握できていれば教えてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、再質問に答弁させていただきます。

今のお話の、なぜ横瀬町が利用率が高いのかというところでございます。これは私が思うには、その前段としてもコミュニティバスの運行もあったからではないかというふうなところは、分析はしております。そういった中で地域の皆さんが利用しやすい公共交通というものを理解し始めてきていただいて、議員の皆様にも勉強会等で、その後のデマンドタクシーの議論もしていただいて進めてきているという中で、そういったことの段階を踏まえてきていることがあって、その上で利用していて、その周知がだんだんできてきています。その中で、例えば利用券を発行してみたりとか、そういったことで利用率をアップするような取組をやっているというところが影響してきているのではないかなというふうに思っております。

ちなみに、現状といたしましては、令和3年度から始めさせていただいていますけれども、「のりあいブコーさん号」については大体そのときから比べますと今1.3倍から1.4倍ぐらいの利用率になっておりまして、登録者数も大体500から600ぐらいになっておりますので、確かに皆野町さん始めているということでもありますけれども、皆野町さんから言わせると高いのかもしれないというふうには思っているところでございます。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再々質問ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ありがとうございます。これで再々質問になるので、ちょっと方向性を少しだけ変えますけれども、今はデマンドタクシーという形がベストかと思って進んできました。ただ、公共交通のはやりというか求められていくものが、1年、2年たつごとにやっぱりいろいろテクノロジーが入ってきて変わっていくというのもその分野の一つだと思っているので、今、ライドシェアという言葉が何かまた出てきましたよね。それをどういうふうに国が認めるのか、いろいろナンバー区分のタクシー会社さんとの折り合いなのでしょうけれども、でも1つはライドシェアという形が、うちの町は実証実験ということでも、割とそういうことがやりやすい環境下なのかなと思ったりするので、地域公共交通でライドシェア

というのは実際絡められるものなのかどうかというのがまず1点。

そして、なかなか定住というか、1市4町全てで地域公共交通に対しての議論が深まらないのがもうもどかしくて、毎回、そういう場では、なるべく発言をしようと思ってやっています。なので、今回もあえてうちの町で、どういうふうにうちの町は考えているのかが知りたくて質問になっているので、ライドシェアを絡めたときに、ライドシェアの認識でもいいですけども、課長含め町長、副町長、ライドシェアとはどんなものだというふうに捉えているのか、所感、感想があれば教えていただければと思います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうがまとめて答弁したいと思います。

まず、ライドシェアです。ライドシェアは、まだ国としては道半ばです。これかなり地域差がある話です。都市部のライドシェアと地方のライドシェアは、またちょっと違うかなというふうに思っていて、制度的にもまだまだ途上であるというところです。

何か、では横瀬町が実証実験的にここに入っていく意義があるかということ、実情を考えると実証実験的に先行投資をして、何か機械を使ってやっていくというのは、今のところは考えていません。ライドシェアは、よこらばにも過去何回かご提案をいただいたこともありますが、結局、採択というか、実装まではいっていないです。状況を見ながらかなというふうに思います。

それでいうと、個人的には次のフェーズです。それは自動運転です。自動運転が本格化してくる。それが実装できそうになるというところをしっかりと見極めるというのはありかなと思っています。これが1つです。

次が、定住に関していうところです。定住に関しては、もちろん公共交通を1市4町で一緒に最終的に考えられるというのは理想ではあると思います。と思いますが、地域内の交通量のベクトルの太さとかを調べると、みんな相互に満遍なく行けるようにというよりも、すごくざっくり言うと、秩父市へのアクセスをちゃんとつくるということです。横瀬町に関しては、ほぼほぼそうです。横瀬町から秩父に向かうであろう交通手段と小鹿野町に行く手段って、やっぱり頻度などは同じには論じられないです。なので横瀬町は、秩父市にいかに皆さん、みんなが出られる、生活圏ですから誰もが出られるようになるかというところは大きなテーマを持っていて、それで前回のデジタル田園都市構想にのっけて、停留所を3か所から6か所に増やしました。小さな一歩ですけども、これはちょっと自分としては意味のある1歩かなと思ってまして、こういうことを積み重ねていくということで、どうしても1市4町一緒にやるとスケールメリットがあるのですけれども、広域でやるということは、スピード感としては出るものと出ないものがあるということです。

それぞれ状況が違って、今の進行状況も違うということだとすると、あえてそこにのっけていくということを最優先で考えなければいけないという状況には、横瀬町はないかなと思っています。横瀬町は、公共交通はまだまだ途上です。今の「のりあいブコーさん号」をもっと使いやすくする、もっと利用しやすくするというのもそうですし、あと観光2次交通を考えるというテーマもあるし、それからあとは路線バスです。路線バスは、冒頭、課長が先ほど住民の声を聞いてといいます、大事な部分でして、住民の声

をしっかりと拾って、今の形でいいのか、必要なのか、違うものに代替できないのかというところあたりも検討して考えていくということかなというふうに思っています。

いずれにせよ、ここまでやってきていますけれども、まだまだ途上の課題であって、しっかり住民の皆さんが、車に乗れない方や、例えば障がいのある方や、自分で運転できない方や、皆さんが快適に移動できるような形を町としては考えていきたいというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、道の駅あしがくぼについてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 質問事項3、要旨明細(1)、(2)について答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、町でも情報発信については少し弱い感じをしているところでございます。道の駅の利用者は年間約51万5,000人ほど、トイレ利用者を含めると、これ以上の方が訪れていることが推測できます。また、川を挟んで隣接しております観光協会利用者は年間約6,000人ほどでありますので、道の駅での情報発信の影響力は大きいと考えられます。

しかしながら、道の駅も人手不足等により多くの時間を要することは難しいと思いますが、町の情報発信等を含め、観光案内業務等も道の駅としても考える必要があると考えられます。

今後ですが、情報発信の重要性の理解の上、町、道の駅、観光協会、ENg a WAなどで連携しながら、看板の設置やモニターの設置等の調査研究をまいります。道の駅利用者が横瀬町内での消費をすることにより、経済循環も始まります。そのためには、多くの利用者の方を町内に案内することが重要と考えられます。町内に最終的にお金が残り、再び経済循環を繰り返すことが、町を豊かにする一つの方法です。この経済循環について、町、道の駅、観光協会、ENg a WAの4者で連携を取りながら、他地区の取組等の調査、よりよい方向を研究まいります。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質問ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 振興課長、答弁ありがとうございました。先ほど答弁の中で、道の駅の利用者は51万5,000人で、観光協会は6,000人と。その利用者の差を考えたときに、私、観光協会も応援しています。観光協会よくやっています。本当によその観光協会に比べたら雲泥の出来で頑張っているとはすごく思うのですが、一方で道の駅の来場者数を考えたときには、本当にPRできるものが、町内をもっと循環してもらうものが、案内板がいいのか、ポスターがいいのか、それがSNSがいいのか、その研究も必要だとは思いますが、現状、自分がやっぱり道の駅に行くと、自社の食べ物はきれいに紹介されているのですが、そこに来て、この後どこに行こうというのが、道の駅としてほとんど業務がされていないのではないかなと。

観光案内所にそこを投げているというのはいいのですが、やっぱり橋を越えていくあの距離が面倒くさいと思われる方もいるし、トイレと観光案内場の距離を考えると、トイレに寄って、ではもうこのまま動き出してしまううってなると、横瀬は素通りになってしまうのではないかなって思います。

実際、自分がトイレに行って観光案内所まで戻るかかっていったら、なかなか距離を感じるなと思ってしまふので、今回の最初に私のほうから言いましたが、外から来た方が、もう少し横瀬探索したいのだけでも、道の駅に寄っても横瀬の探索の仕掛けが分からぬということを言われ、ああ、そうなのだな。やっぱり外から見たら分かりづらいのだなというのが、今回、最初の質問に至る経緯です。

そうは言っても、東の玄関口としての役割を我が町はしなくてはいけないということも分かりますし、それを続けていく必要性もあると思うのですが、これから氷柱が通年の寒さであれば1月にはオープンできるのかなと思っていますが、そうすると、その短期間には10万人近いお客様が見えます。そこで一番ピークのとき12万人来た時かな、秩父の飲食店さんなんか氷柱見てから紹介されてきました。要は紹介してもらおうと、そこに行くのです。そのときは、やっぱり秩父にも相当ランチのお客さんとか来ている。どこから来ましたかってあえて聞くようにすると、あしがくぼの氷柱に寄ってからこっちへ来ました。そういうことがありますので、ぜひ道の駅をもっと所管で人員が足りなくてとか、いろんな状況も分かっているんで、それ以上そこを強くは言いづらいのですが、人手がかからない情報発信を考えていただくというのも一つの手かなと思っています。

道の駅の売上げがもろもろというお話も出たこともありますし、地域の飲食店が、今回、町長が冒頭にあいさつの中で、イタリアンシェフのところで修行して横瀬町で起業、その起業するのに当たり、横瀬の中である程度お客さんが循環して経済循環ができていない限りは、そこは幾ら有名店でいったとしても、横瀬でやるのと、よそでやるのって考えてしまう場合があるので、町内の業者が継続できるように、なるべく横瀬の中でもある程度の経済が循環するという仕組みを考えていただきたいなと思って、今回の質問になっています。

町長が考える未来の横瀬の絵図という中で、経済循環とか飲食店を今回、イタリアンがないからイタリアンをやりたいというお話で、今回、それが実現しましたが、どういうふうに捉えているのか、ざっくりで構いませんので、ご説明いただければと思います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、まず私からです。まずは、道の駅の情報発信力の強化は必要だと思っています。これは鋭意考えていきたいなと思います。2つの側面があって、1つは観光案内、ほかの横瀬町のスポットを案内する役割は誰が中心かというと、これは観光協会だと思っています。だから、それで言うと道の駅と観光協会の連携、その人の行きやすさとか、あるいは観光協会のものを道の駅で発信できるようにするとかという工夫が必要だろうなと思います。これが1つです。

それと経済循環をつくる。町なかで経済循環をつくるということに関しては、道の駅というのは、道の駅に立地をしながら、そこで経済循環をつくる役割。町なかの経済循環をつくる役割は、道の駅の子会社である株式会社ENg a WAのミッションであると思います。地域商社である株式会社ENg a WAが道の駅をハブにして、あるいは横瀬町とほかの資源と掛け合わせて、町内の経済循環をつくっていくという役割はENg a WAに期待したいなというふうに思っています。

先ほどの「食」と「人材」育成プログラムで研修をしてもらって、人材に帰ってきてもらって、ここで

食に携わっていただく。それがお店という形なのか、違う形なのか、これ様々なバリエーションがあると思うのですけれども、ポイントはわざわざ来なくなる点を横瀬に増やすということだと思います。まだ残念ながら横瀬は、そこが弱いです。道の駅は、多分途中で寄ってもらっています。道の駅を目的に来るというよりも、秩父エリア観光の入り口で道の駅に来ていただくとかということです。

横瀬町に足りないと思うのは、やっぱり、わざわざそこを目がけていくというスポットが足りていなくて、今回の食人材なんかは、そこに期待をしています。むしろついでにということではなくて、わざわざ行きたい店をつくるとか、わざわざ行きたいスポットをつくるというところが、この町の経済循環をつくるには非常に重要なというふうに思っています。

それと、それらが複数あることで、滞在時間を長くしてもらう、あるいは日帰りを1泊にってもらおうということです。そこを関連づけていくということが大事で、先ほど振興課長の答弁でもありましたけれども、町、それからENg aWA、観光協会、道の駅あたりが連携して、それをつくっていく、その輪を広げていくというところをやっていききたいなというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 再々質問ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 町長、ありがとうございます。

最後に、これは提案という形なのですが、最近、横瀬の中を若い人たちがぐるぐる、ぐるぐるA4ぐらいの冊子を持って歩いているのです。何をやっているのかなと思ったら、それ西武鉄道さんとどこかがやっている謎解きという、この沿線沿いの何かなのです。せっかくこういう若い子たちがうろうろ、うろうろしながら、目指して分からなくても、悩みながらたどり着いている先に、なかなか軽食だとか飲物が買えるようなのが自動販売機しかないとか、ちょっと切ない感じを受けたのですけれども、そこが課題の一つであるということも私も分かっていますし、今後、そういうところが少しでも、例えば駅前のところでおいしいドリンクが、疲れたけれども、最後これで疲れを癒やそうとなるのか、あるいは途中でどこかそういう方々がまた新しく始めていただけるのか分かりませんが、意外と若い人も、年、僕らぐらいの年代の人も、歩くのに抵抗ない人は結構歩いています。なのでその辺、また西武さんと上手に連携ができて、沿線沿いの方、マルシェもそうでしたけれども、マルシェぐらい大きくなくても、小さい何かが続くと人が活性化して見えるのではないかなと思いますので、引き続き仕掛けは続けていただければと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

○新井鼓次郎議長 以上で5番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時45分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

○新井鼓次郎議長 次に、6番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

6番、宮原みさ子議員。

〔6番 宮原みさ子議員登壇〕

○6番 宮原みさ子議員 6番、公明党の宮原みさ子でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回は、横瀬町における地域農業の現状と課題についてお伺いします。

日本の農業は、今、様々な課題を抱えており、将来に不安を持つ農業関係従事者も少なくありません。その中でも、農家の高齢化、耕作放棄地の増加は早急の対策が求められます。今後の地域農業の展望が見通せない地域が増えている中、人と農地の問題をどう解決していくかが重要な課題となっています。

特に農家の高齢化は深刻です。農林水産省が公表した「農業労働力に関する統計」によりますと、基幹的農業従事者、いわゆる仕事として主に自営農業に従事している人の平均年齢は、2015年が67.1歳、2022年が68.4歳と高齢化が長く続いていることが分かります。そのため国では、今まで若い担い手を増やすために労働環境の改善や研究生の受入れなどを行ってきましたが、さほど成果はあまり見られませんでした。基幹的農業従事者の数も2015年が175.7万人だったのに対して、2022年は122.6万人まで減少しています。農業者が減少した多くは、高齢により続けられなくなったことによるものです。ほかにも農業は自然に左右されやすく、生計が成り立たない、野生動物の被害などが要因として考えられます。

さらに問題なのが、新規就農者が思うように増えないことです。農林水産省が発表した「令和3年新規就農者調査結果」では、令和3年の新規就農者は5万2,290人で、前年と比べて2.7%減少しています。このように高齢化と担い手不足の問題は、今後、ますます深刻化する可能性が高くなると考えられます。

その上で、耕作放棄地や荒廃農地の増加も高齢化と後継者不足によるもので、大きな課題となっています。耕作放棄地を農地に戻すことは不可能ではありませんが、土壌を作物の栽培に適した状態に戻すのに時間と手間がかかります。そのため、そのまま放置されてしまっているのが現状です。

ただ、農地が減少し、耕作放棄地が増えてしまうと、日本の食料自給率の低下をはじめ、おろそかな管理による雑草や病害虫の発生、野生動物による被害、ごみの不法投棄の問題にまで発展するおそれもあります。また、農地は自然災害時のリスクを軽減する役割も担っており、防災の観点からも再利用の活用や適切な管理が求められます。

農業を取り巻く状況は年々変化しており、本来ならば農業を通して元気にしたい横瀬町ではありますが、その変化に現状が追いつけない部分が多々あると感じています。特に近年の課題である担い手の減少や高齢化の問題、中山間地における条件の悪い農地の問題、耕作放棄地問題など多くの課題が山積みしています。

そこで、3点お伺いします。1、地域の農業の現状について、2、今後の農業に対しての将来に向けての在り方について、3、後継者不足の解消を図るための施策をどのように進めていくのかをお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 ただいま6番、宮原みさ子議員の一般質問中ですが、ここで本休憩といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

ただいま6番、宮原みさ子議員の一般質問中ですが、

質問1、地域農業の現状及び課題についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 質問事項1、要旨明細(1)、(2)、(3)について答弁させていただきます。

農業の課題としてご指摘のとおり、農業従事者の高齢化、高齢者や担い手不足、耕作放棄地の増加、鳥獣被害、傾斜地による機械化できないなど様々な課題を抱えております。横瀬町の農業者は、農林業センサス2020によりますと136名で、65歳以上の方は73名で約54%となっております。農地面積は約202ヘクタールで、田が約35ヘクタール、畑が167ヘクタールで農業が行われている現状でございます。耕作放棄地面積は約35ヘクタールで、全体の約17.5%になります。耕作放棄地は山沿いや道路条件の悪い農地に発生しており、町農業に大きな影響を与えるほどではありません。

鳥獣被害額は、年1回行われる調査対象農家32戸の額で約305万円となっております。山でどんぐりや栗の豊凶作にも左右されますが、減少傾向にあります。地域おこし協力隊による耕作放棄地解消やENg a WAによる高齢によりできなくなった畑で大豆やブドウを栽培しております。

農業の将来の在り方につきましては、農地面積の減少や農業従事者が減少する一方で、農家1戸当たりの営農面積はあまり変化せず、優良農地を活用して、観光農業、地域おこし協力隊やENg a WAによる農業支援、販売先でもある道の駅やアグリマルシェを十分活用して、農業生産量は現在とあまり変わらないと考えております。

町では、地域計画を策定するため、農家に対してのアンケートの実施や農業者の話し合いを行っております。地域計画は、策定される将来の農地の利用計画の姿を明確にし、おおむね10年後を見据え、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地域の話し合いに基づきまとめる計画です。現在進めている地域計画は、令和6年度末までに策定する予定でございます。

高齢者不足を解消するための取組でございますが、地域計画が策定されることに伴い、出し手の農地の把握もできますので、農地バンク、農地中間管理機構と連携して担い手を募集したり、官民連携プラットフォームよこらぼの活用、農業関係の地域おこし協力隊の任用、ENg a WAの農業経営拡大などを推進してまいります。

また、農地法改正によりまして、令和5年4月より下限面積の撤廃によりまして、新規就農者への農地の取得及び使用収益権、貸し借りの権利取得が容易となっております。その結果、新規就農者4名、農地

面積4,209平米の権利取得とつながっております。今後におきましても横瀬町及び農業委員会との連携を密にし、担い手不足問題や新規就農者の掘り出しを行い、農地利用の最適化を推進してまいります。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 細かいご説明ありがとうございました。横瀬町は、多分専業農家というよりも、兼業で本当にちっちゃい、自分のうちで作れるだけの農家という方のほうが多いかと思えますけれども、そこでも後継者がいないということで、やっぱり耕作放棄地が増えていると思います。

その中で、今、お話ししていたよこらば、農地バンクとか、地域おこし協力隊等に声がけをしてやってもらうとありますけれども、具体的にその方の中で、そういう農地に関係をしている方がいるのかお伺いし、あとは地域計画の中でも、本当に皆さんが悩んでいることというのも出てくると思えますけれども、問題点みたいなのがあれば教えていただければと思います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 ただいまの質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、農業の課題は山積みとなっております、なかなか今後も難しい現状でございます。その中で以前、よこらば審査会において採択された方がおりましたけれども、ちょっと農地の取得ということで、いろいろ企業だと難しい問題もありまして、その方については今も農業はやられていないというようなことでございます。

また、以前、新規就農者、若い方だったのですが、国の補助金をもらいながらキュウリをやって、秩父ブランドのキュウリです。そういうものをやっていきたいということで横瀬の方がおりましたけれども、その方についてもやっぱり農地の貸し借りとか、好条件の農地が借りられないということで、その方については小鹿野町のほうでたまたま地域おこし協力隊の方が途中でリタイアされたということで、そちらに行ってしまったということがありました。農業に関して新規就農とかその辺につきましてはいろいろな課題がありまして、難しい状況で、なかなかよい案件が報告できないのですが、今後とも農地最適化に推進をしてみたいと考えております。

以上でございます。

〔「地域計画」と言う人あり〕

○町田勝一振興課長 それでは、ちょっと答弁漏れがございまして、地域計画に関することで、現在、各地区で農業者の話し合いということで話し合いがされておりますけれども、その会については今後の課題ということで、農業者の皆さんからお話を聞きながら、改善できるところは改善するというような形で今後進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再々質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。農業に関しては、一般質問させてもらうことで、いろいろ資料とか見させていただきましたけれども、本当に難しい問題、課題なのだなというのをつくづく感じております。

うちの周りでも、やっぱり農業、畑を耕すことができないからということで、うちの主人が作物を作ったり、そばの会の方がそばを作ったりしておりますけれども、本当に町で何とか農業を支えていく手法とか施策とかあるようでしたらば、最後にお聞きしたいと思います。町長、よろしくお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうから答弁させていただきます。

まず、農業の問題は、やっぱりなかなか深い問題だと思います。全国に共通する問題でもあって、特効薬は、すぐにこれというのはないかもしれません。しかしながら、様々なアプローチが可能だと思います。横瀬町の現状でいうと、今、E N g a W Aや地域おこし協力隊のメンバーが中心になって、耕作放棄地を復活させたりとか、新しいものを作り出したりとかという動きができてきていて、ここの流れはやはり太くしていきたいなというのが1つ。

それと、横瀬町の魅力を考えて、身近に自然があることというのが大きなセールスポイントだと思うふうに思っています。これは住民の皆さんも、昨年取ったアンケートの結果等を見ますと、身近に自然があることが価値を見いだしていて、住民の皆さんの幸福度、ウェルビーイングです。幸福度の向上につながっている。

だから、農業というのは、自然との接点の最たるものだと思うっていて、まちの魅力等も直結していて、かつ先日、棚田オーナーの会の収穫祭に参加させていただいたのですが、もうその中で移住した方や、これから移住を考えていらっしゃる方が耕作者でかなりというか、複数人いらっしゃるというのは非常に勇気づけられる思いがしました。なので、まちの魅力とひもづけて、農業をしっかり発信していくということは大事なかなと思います。

それとあとは、機能のところで、やっぱりこれも連携なのだと思います。農業者が農業者としていらっしゃるという部分と、横瀬町には道の駅があって売場があります。ここと農業者が連携して、例えば売れる作物を作っていくことだったり、あるいはE N g a W Aが協力して、その中で新しい6次産品を作ったりですとか、そことひもづけていくみたいなことを強化していく必要があろうかなと思っています。いずれにしろ農業分野は、課題としては深い課題ですが、町にとっては大変重要な分野です。しっかり力を入れて取り組んでいきたいなと思います。

○新井鼓次郎議長 以上で6番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

○新井鼓次郎議長 次に、4番、向井芳文議員の一般質問を許可いたします。

4番、向井芳文議員。

〔４番 向井芳文議員登壇〕

○４番 向井芳文議員 皆様、こんにちは。４番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。質問は大枠で３つでございます。それでは、質問に移らせていただきます。

今回の質問、全体といたしましては総務省管轄の地域創生人材活用についてですが、便宜上３つに分けさせていただきました。まず、１つ目の質問は、地域おこし協力隊についてです。この制度は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、地域ブランドや地場製品の開発、販売、ＰＲ等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組です。隊員は各自治体の委嘱を受け、任期はおおむね１年から３年です。また、経費に関しましても国の手厚い支援があり、大変有益な制度です。

現在、当町では、２３名の隊員が活動されておりますが、２３名というのは埼玉県の中でも群を抜いて多く、なかなか隊員の募集をしても応募が来ないという自治体が多い中で、すばらしい状況であると思います。この２３名を私なりに分類分けして申し上げますと、地域商社ＥＮｇ a W Aに１１名、その他特産品の開発関連で４名、農林業関連で２名、有害鳥獣害対策関連で２名、空き家の活用関連で１名、子育て支援関連で１名、ウェルビーイング関連で１名、コミュニティづくり関連で１名となっております。また、これまで１２名の隊員が退任されておりますが、うち８名が現在も町内に在住してござっております。これを定住率で計算すると６６％で、全国平均の６４．９％、埼玉県平均の６４．３％より高い数字となっております。

一方、最近町民から「町民会館の裏に何かあるけど、あそこでは何をやっているんだい」と問われる機会があります。こちらは地域商社ＥＮｇ a W Aのことなのですが、興味を持っている町民が増えていく一方で、行くきっかけがない、行ったけれども、人がいなかった、イベントをやっていたので行きたいと思ったが、入りづらいのでやめた等の理由で、どこか疎外感を感じてしまっている町民も増えてしまっている気がしております。つなぎ役であるべき私といたしましても、大変反省をしているところであります。ＥＮｇ a W Aは大変目立つ施設のため、町民の期待が大きい一方で、期待するがゆえに、そのような声が出てしまうのかなとも思います。現在、ＥＮｇ a W Aには１１名の地域おこし協力隊が在籍しておりますが、それぞれの隊員が様々な任務をこなしているのも承知しておりますので、大変複雑な心境でもあります。

それらに伴い、「地域おこし協力隊って何だい、何をやっているんだい」と聞かれることもあり、「議員って何をやっているのか分からない」という議会ナビのインタビューと重なり、こちらも大変複雑な心境でございます。

さて、ここで質問ですが、地域おこし協力隊についての活動の現状と評価及び課題を教えてください。こちらが要旨明細（１）です。

また、今後の展望を教えてください。こちらが要旨明細（２）でございます。

次に、２つ目の質問ですが、「地域活性化起業人」についてです。この制度は、３大都市圏に所在する企業と地方圏の地方自治体が協定書に基づき、社員を地方自治体に一定期間、６か月から３年派遣し、地方自治体が取り組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を生かしながら、即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図る取組で、企業や社員にとりましては社会貢献、人材育成及び自

己研さん、キャリアアップ、経験豊富なシニアの人材の新たなライフステージの発見等の、また自治体にとりましても民間企業の専門知識、業務経験、人脈、ノウハウの活用、外部の視点、民間の経営感覚、スピード感を得ながらの取組の展開等のそれぞれメリットがあり、経費に関しましても、地域おこし協力隊同様、国の手厚い支援があり、企業と自治体にとりましてウィン・ウィンの大変有益な制度です。また、今年度から、これまでの企業派遣型に加え、社員個人の副業型がスタートしており、当制度の活用がますます期待されるところであります。

現在、当町では5名の方が「地域活性化起業人」として活動されており、これまでに7名の方が退任されております。

さて、ここで質問ですが、「地域活性化起業人」についての活動の現状と評価及び課題を教えてください。こちらが要旨明細（１）でございます。

また、今後の展望を教えてください。要旨明細（２）でございます。

次に、3つ目の質問は集落支援員についてです。この制度は、過疎地域等の集落の維持、活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回、状況把握、住民同士の話合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組や、その取組主体となる地域運営組織などのサポートを行うもので、こちらの経費に関しましても国の手厚い支援があり、大変有益な制度でございます。

現在、当町では、2名の方が集落支援員として活動されております。また、これまでに1名の方が退任されております。

さて、ここで質問ですが、集落支援員についての活動の現状と評価及び課題を教えてください。要旨明細（１）でございます。

また、今後の展望を教えてください。要旨明細（２）でございます。

質問は以上です。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○新井鼓次郎議長 質問1、地域おこし協力隊についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項1について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細（１）のうち、活動の現状でございますが、議員お話しのように現在、地域おこし協力隊は23名おります。このうち、活動年数は12月1日現在、1年目の隊員が7名、2年目が7名、3年目が9名となっております。契約の形態といたしましては、個人として活動する個人委託型が11名、団体に所属して活動する団体等受入れ型が12名となっております。

活動内容は、議員に分類していただいたとおりでございますが、団体等の受入れ型につきましては、地域商社である株式会社ENGAWAのほか、林業事業体である秩父広域森林組合に受入れしていただいております。

次に、評価でございますが、耕作放棄地やこのままでは休耕になってしまう可能性のある農地などを活用して、ワイン用、生食用などのブドウや、野菜、お茶などを栽培・加工したり、後継者不足により危ぶまれているカエデの樹液の採取を継続して採取していたり、従事者の高齢化が進み、支障が懸念されてい

る有害鳥獣の捕獲や処分の活動をしたり、森林の伐採などの技術を習得しつつ、町内にいらっしゃる数少ない林業従事者の方と連携して作業したり、ウェルビーイング活動などいろいろなコミュニティーや町民の方々とお会いして困り事などを一緒に活動したりサポートしたりしており、隊員それぞれのミッションの達成に向けて充実した地域協力活動をしていると考えております。

この充実ぶりは、議員がお話ししていただいたとおり、隊員数が関東トップクラス、定住率も全国平均、埼玉県平均を上回っており、この数値が表しているのではないかなと考えております。

次に、課題と要旨明細（２）の今後の展望を併せてお答えさせていただきます。課題といたしましては、大きく分けて次の２点になるのではないかと考えております。

１点目は、議員のお話にもありましたが、隊員の活動の周知でございます。平成29年度に初めて地域おこし協力隊を委嘱して以来、徐々に隊員数が増加し、それにつれて一人一人の隊員の顔や活動を知っていただくことが大切になってまいりました。

現在、町民の皆様幅広くお知らせすることを心がけ、町のホームページにおいては、隊員一人一人の顔写真入りで随時更新しながら活動報告をしていたり、今年度は、町民の皆様の声を聞くプロジェクトにおいて、各地区での開催に隊員が参加したり、機会を捉えて活動をプレスリリースし、メディアに取り上げていただいたり、隊員によっては活動をお知らせするチラシを作成して配布しており、様々な方法での周知に努めてまいりましたが、まだまだ十分だとは言えない状況でございます。

今後は、より一層の活動の周知を図るため、これまでの周知の取組を継続しながら、テストケースとして、任意ではありますが、隊員一人一人の顔写真入りの活動紹介カードを作成し、町の公共施設に設置していくこととしております。

また、隊員の中から自発的に活動報告会を開催したいとの提案がありましたので、12月19日ではありませんけれども、エリア898で開催することとなっております。

加えて、議員のお話にもありました「チャレンジキッチンE N g a W A」の施設案内や営業イベントは、隊員の活動に直結しており、その周知は非常に大切であり、課題でもあると考えております。現在、SNSを中心とした周知をしておりますが、夏に開催したイベントのお知らせは回覧でも周知をし、スポット的には紙媒体を利用した周知もしております。今後も、どんな周知方法が有効的なのか、常に念頭に置きながら周知に努めてまいりたいと考えております。

また、議員お話しのように、利用した方がつなぎ役になって、また利用されていない方が利用していただくように口づてでの周知についても、人の輪を大切にする横瀬町にとって、横瀬らしくて大切ではないかなと考えておりますので、そういった働きかけもしてまいりたいと考えております。

２点目は、隊員数が増加してきている状況の中で、隊員一人一人へのサポート体制をしっかり維持し、充実させていくことが課題であると考えております。

現在、団体等受入れ型のうち、株式会社E N g a W Aでは、隊員以外の社員を今年度に入り１名採用し、サポート体制を強化しております。また、秩父広域森林組合は、これまでも類似の受入れの実績もあり、しっかりとしたサポート体制を整えております。

個人委託型の隊員11名につきましては、これまでも役場の担当者が窓口となり、活動における疑問や困り事など隊員からの相談に応じていたり、隊員からの活動報告書の提出を受け、指導、助言をしたり、隊

員のサポートをしてまいりました。

このように役場の担当者が1人で総合的なサポートをしていくことは、この先、非常にハードになってくることから、今年度に入りまして外部人材の活用などを任務としている地域活性化起業人を隊員のサポート役として加え、サポート体制を強化しております。

この強化によって、現サポート体制の下、本年6月議会定例会において補正予算を承認いただき、本年3月の国の地域おこし協力隊推進要綱の改正に基づく、隊員を対象とした研修会を開催したり、隊員からのヒアリング、隊員同士の意見交換などを実施してまいりました。

今後も隊員の皆様がそれぞれのミッションの達成に向けて充実した地域協力活動となるように、これまでのサポート体制を継続、充実していきたいと考えております。

また、この後、来年3月までの間に、退任する隊員が9名おります。まずは、退任する隊員に対する相談体制を強化するとともに、退任後に起業する可能性を踏まえ、そのための補助金の予算化を本議会での補正予算で計上させていただいており、退任後も安心して定住、定着できるようにサポート体制を充実していきたいと考えております。

このように大きく分けて2つの課題を挙げさせていただきましたが、このほかにもそれぞれの隊員の不安や悩み事、そして今後、新たな課題等が出てくる可能性もありますが、隊員としてスムーズに地域協力活動をしていただけるように、隊員に寄り添いながら課題等を把握し、その解決に向けてしっかりと対応していきたいと考えております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。地域おこし協力隊の受入れに関する手引にあるのですが、地域おこし協力隊員はそれぞれの人生における大きな決断をして移住し、慣れない生活の中、地域協力活動に従事することとなります。隊員を受け入れる地方自治体は、このような隊員を業務面のみならず、生活面を含めてサポートする必要があります。また、受入れ自治体が隊員を受入れ地域につなぎ、受入れ自治体、受入れ地域、隊員の3者で、思いを共有することにより、隊員の円滑かつ有意義な地域協力活動につなげていくことが重要でと、ここに全てが入っていると思うのですが、再質問に関してもここに凝縮されているのですが、まず隊員への活動管理とか指導等はやっていただいている、また研修はやっていただいているということで、引き続き強化をしていただきたいと思います。

まず、1点目の再質問が、そういった中で改めまして協力隊というのを活用していく上での町の役割というのはどういうものなのか、どのような認識でいらっしゃるかとこのところをまず1点目お願いいたします。

また、先ほど出ておりましたが、12月19日の報告会、これ有志ということで、これ様々な活動を捉えたときに、自発的なものというのが大事なので、中から話が出てきたというのはいいことだと思いますが、一方でこの辺りの報告会、連携というのは、今までもありはしたのですけれども、何か大々的に全体でやっていたかという、例えば町民と語る会の中での紹介があったりとか、エリア898での活動報告会はありましたけれども、その辺りはかなり前に遡りますが、今回のこれに関しましても、町としてやはりこう

いう場を設定するという自体は考えていなかったのかどうか。これは自主性を尊重したのかもしれませんが、サポート業務という意味では、これも範囲内なのかなと思いますけれども、この辺りどうお考えかというのが2点目でございます。

次に、この隊員を管理するマンパワーが足りていないのではないかとこのところをお聞きしたかったところですが、地域活性化起業人を1名入れていただいて、またENg aWAに関しましては社員を1人入れたということで、これは今後期待できるところなのですが、このマンパワーというのは、役場のマンパワーも足りていないのではないかなという気がすごくしています。

特にまち経営ですが、地域おこし協力隊、よこらぼも抱えているので、まち経営の職員様、ほかの課も皆さん大変だと思いますけれども、今回の質問でいうとまち経営課、かなりきつきつなのではないかなということを感じておりまして、今後、ここさらに強化していただいて、サポート体制、取りあえず1名というのは前進なのですが、もう一名とか、またこの後にちょっと質問控えている内容ではありますが、ここでしたほうが便宜上いいかなと思うので、させていただく部分なのですが、集落支援員制度、今回地域活性化起業人制度を使ってということだったのですが、同時に集落支援員制度を使ってサポートしていくというのも全国的にはあるみたいです。

これ何がいいかって、やはり進めていく上で地域おこし協力隊の方の結構動画とかも見たのですが、皆さんすごく悩まれている、地域にどう入っていったらいいかというところを、地域に入り込んでいくこと自体がすごく大変で、やはり外から来たということで歓迎してくれる一方で、中にはそうでない町民もいたりするわけで、そういったときに入り込んでいくことがすごく大変、そこが壁でやめてしまう方が多いと。結構トラブルなんかあって、とある動画は、もう今で780万再生ぐらいしていましたか、当時380万再生の動画ということでよくNHKとか取り上げられていたのですが、今もうかなり上がっている。そんな動画も、ネガティブな動画があったりします。

一方で、またある意味ネガティブなのですが、どっちにも取られる地方移住というので、こういうのが大事ですよなんていう動画もあって、その動画なんかは、やはり地域おこし協力隊で成功している方は、まず地域に入り込んで行って、そこで土台をつくって、そこからやりたいことをやっていっている人だと。成功して、そのまま住んで、いい形で移住ができているのはということをそこでは言っていました。

こういった動画がすごく再生数多くて、やはり地方移住に対する興味があるのだなということをすごく感じたのですが、このようにやはり地域に入り込んで行って、まずは地域の人との関係性をつくって、その上でやっていくというのは、これやはり地域おこしには欠かせない。これ地域おこし協力隊という自体が捉え方が難しいので、来る方々は自分の能力を生かしたい、この地域で自分がやってきたことを生かしたいとか、地方創生をしたいと言って、すごく熱い思いで来るのです。だけれども、地元の人って、何か来てやってくれるのだろうとか、地域おこし協力隊というのだから、地域おこしやってくれるのだろうという感じで思ってしまういたりして、そこにちょっとずれがあったりして、何でこれ言ったのにやってくれないのだよなんていうのが動画の中なんかでも出ていたことなのですが、そういったふうにまずは地域に溶け込むというのが大事なのだと思うのです。

そういった中で、またそういうトラブルが起きたときも含め、やはり地域側にもサポートする専任の人がいないといけないのではないかなと私は思います。それを集落支援員で、地元の方々に、いろんな方に

精通している方に入ってもらって、その方と例えば地域活性化起業人の方で、2人でサポートするとか、そういったような調整役が必要なのではないかなとすごく強く思うのですが、その辺りどのようにお考えでしょうかというのがもう一つの質問でございます。

あと、ちょっとそれに関連しているのですが、やはり地域との連携がそういった意味でうまく、横瀬町はまだいいのだと思います。地域おこし協力隊の方々に聞いても、この町はすごくサポートしてくれているよと言ってくれているのですけれども、でもやはりENg aWAって何とか、地域おこし協力隊って何というのは、説明が不足しているとともに、関わりがまだ不足しているのかなという意味では、地域との連携、共有ができていないのかなと思うのです。

これ例えば地域おこし協力隊を募集するに当たっていろんな形がありますが、中には地域でまず話し合いをして、どういうことがこの地域には必要なのだと。その中で、誰か来てくれたらいいなと言ったら、では地域おこし協力隊呼ぼうかと言ってやっているような地域もあるのです。それは、結果それで来て、もしかすると思うようにやってくれなかったとトラブルになることもあるかもしれませんが、地域の実情、ニーズから地域おこし協力隊につなげるというケースもあるので、こういったことも含めて、もう少し地域とともに地域おこし協力隊というものを考えたりとか、活動したりというのをもっと進めていくべきかなと思うのですが、それはさっきの質問と関連して、さっきは人的にそういう人が来たほうがいいのではないかとということ、あとはそういう活動があったほうがいいのではないかとというのが今の質問でございます。

それから、今後、どのようなミッションを掲げての募集を、今出ている募集は、横瀬町はお試しとインターンと地域協力隊、ここにちょうど資料ありますが、ENg aWAと一緒に活動しませんかという感じなのです。なのですが、そのほかに何か今後考えている、具体的なミッションを掲げようみたいなものがありあれば、それを教えていただきたいと。

最後に、海士町、今連携していますけれども、海士町は69名の協力隊、5年度時点でのことです。これ人口2,242名なので、計算すると人口比の約3.08%、これちょっと時期がまたずれますけれども、10月1日時点の人口、横瀬町の人口で計算すると、7,615なので234名、横瀬でいうといるという計算になるのです。これもちなみにですが、活性化起業人が8名いるのですね、海士町には。集落支援員が37名いるのです。これで計算すると、全体で、その3つで、地域おこし協力隊、活性化起業人、集落支援員で387名いるという、横瀬で言えばです。そのぐらいの規模感でやっている。

この海士町と連携する中で、地域おこし協力隊について何か同じような課題があったりすると思うのですが、そこで参考になったようなことがあれば教えていただきたいと思います。ちょっと多くなりましたが、よろしくお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、再質問に答弁させていただきます。

すみません、答弁漏れがあったらなのですが、6問でしたか。ということで、ご答弁させていただきたいと思います。

まず、地域おこし協力隊を活用していく上での町の役割というところからだと思います。まず、町の役割としては、ルール上の制約は別としても、優先すべきは隊員のやりたいことを実現していくということがまず優先なのではないかなということですので、それに向けて町としてはできる限りのサポートをしていきたいというのが役割としてはまずあると思います。

例えば、先ほど議員もお話のように、地域に入っていくといったときの地域の皆さんや、あるいは関係する機関の方々とのつなぎ役というのは当然あるでしょうし、あと困り事などの相談役といった部分について、基本的な役割だと思いますので、そういった部分については役割ではないかと思っておりますので、しっかりやっていければというふうに思っています。

2つ目でございます。12月19日に活動報告会を有志でやる関係についての町の関わりについてだと思います。先ほども答弁等でもさせていただいたとおり、隊員の中からの自発的な提案でございましたので、ここについてはやっていただくというところは優先をしたいなということで、自主性を尊重したということについてはそうかなというふうに思っています。

ただ、町としても当然企画の関係あるいは実施に当たってのサポートというのはしておりますので、まるっきりお願い、全てやっていただくということではなくて、関わっているというふうに思っております。今回はそういう形で、一旦は自発的にやっていただくということなのですけれども、これトライアルとして捉えて、来年度以降は町としてどうやってやっていくかということは考えていきたいというふうに思っております。

それと、3番目はマンパワーが不足しているのではないかなということなのですが、これ私がということよりは、町長のほうがよろしいのかもしれないので、ここについては町長にお願いしたいと思っております。

それと4番目、すみません。4番目、地域についての、これがちょっと飛ばしてしまったのですけれども……

〔何事か言う人あり〕

○大畑忠雄まち経営課長 今、サポート役として地域活性化起業人を、地域おこし協力隊の側としては役割として担っていただいているというところで、地域側のほうでサポート役としての集落支援員というのは、集落支援員としてというのは存在としてはあるのかなというところがありますので、この後またありますけれども、それについても人の問題もあると思いますし、そういったところも勘案しながら検討ができたらいかなというふうに思っております。

それと5番目は、今後、ミッション、どのような募集をしていくかということでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○大畑忠雄まち経営課長 では、そこは町長がということで。

すみません、6番目の海士町との連携でよろしいでしょうか。ということになって、今、自治体間連携ということで海士町とは連絡を取り合ったりとか、現に職員も派遣をしていただいて、経験をしていただいて、海士町の取組については肌で感じてきていただいているところであります。

私も行ってみましたが、港に若い子たちがいっぱいいて、その子たちは多分地域おこし協力隊であるということで、もう行った途端に若い人たちがいっぱいいるなという形で、活気があるなというよう

な形でイメージを持ちました。

その中で、大人の島留学であるとか、そういった取組をされている話も多い、そこで採用されている方も多いので、そういった取組もこの後勉強させていただきながら、海士町でやっているノウハウみたいなものを町に生かせるように、この後、また勉強していければというふうに思っております。

私からは以上です。

○新井鼓次郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから4点補足をさせていただきます。

まず、町の役割とか考えるところという部分と、それからマンパワーが不足ぎみということに関してのコメントと、地域との関わりをつくるということと、最後は海士町というところでお話をさせていただきます。

まず、町の役割なのですけれども、先ほど議員が言及していただいた思いを共有するというのがベースです。私たちは門戸を開いて、地域おこし協力隊を募集して、応募してくださっています。この時点では、瞬間的には思いを共有されているはずなのですが、それがずっと共有されるようにということを意識しています。

地域おこし協力隊の任期は3年なのですが、自分は3年でいいとも思っていないです。ロングスパンで、長い間、長い期間で見たときに、町と協力隊員一人一人がお互いよかったと思えるような関係性を築くということを意識しています。それは3年限りではなくて、それがお互いよかったということで、今見てウィン・ウィンの関係を長期でつくるといふことなのですが、町側のよかったというのは、3年間も頑張ってもらったのもそうなのですが、その後、その協力隊員の人が町に根づいてもらうですね、まずは。それと、あるいは町と関係性を継続してくれるという部分が、町にとってはかなり大きなプラスになるはず。

協力隊員の側から見ると、その上で一人一人がウェルビーイングであるということです。幸せであるということがやっぱり必要だと思っていて、その関係性が築けるようにということで自分は運営をしているつもりです。これがまず町の役割、あるいは考え方という部分です。

マンパワーに関して言うと、ご指摘のとおりで、若干人数も増えてきて、管理する事項も増えてきていて、動きも複雑化している中では、やや今はやはり足りないかなと思っています。ただ、これのマンパワーの持っていく方って多分いろんなやり方があって、役場の職員のマンパワーをもっと割くもあるし、あるいはやっぱり外部人材にもう一枚入ってもらいもあるだろうし、その辺は柔軟にいろんな方法論の中で横瀬らしい最適解を見つけていきたいというふうに思っています。

あと、地域との連携ですが、おっしゃるとおりこれは課題です。今、協力隊員頑張っているのですが、エリア898に行くと彼らの頑張っている姿を見てもらえるかもしれないけれども、広く横瀬全町にわたって皆さんに見えている状況にはなっていないです。できればもう少し地域、地域との関わりを増やしていただきたいと思います。

ただ、これは形をつくるから入るかどうかなというのはちょっと考えるところであって、集落支援員はもちろん使い勝手のいい制度ですので有効活用したいのですが、まず型として集落支援員を例えば地区に何人つくりましょうみたいなのは、あまり現実味がないかなというふうにも思っています、地区、地区の

事情に応じて、あるいはその適任者がいればとか、どちらかという積み上げで考えていったほうがつな
がりやすいかなというふうに思っています。

ここでも住民理解はまだまだだと思っていて、まだまだやっていかななくてはいけないのですが、それ
でも2017年4月に一番最初の地域おこし協力隊が赴任したときから比べると、住民理解は進んできている
かなという手応えは感じています。でも、まだまだですので、もっとその地域に直接関わるは頑張って増
やしていきたいなと思います。

それと、最後の海士町のところですけども、海士町には大変大きな刺激を受けました。議員にも言及
していただきました地域おこし協力隊だけで69人いて、その他の形を含め100人以上が外部の人が入って、
まちづくりに参画しているという姿は、大きな刺激を受けました。

まず、地域おこし協力隊何人が適正だという議論があって、これ埼玉県のスケールで考えると、横瀬町、
一番断トツに多いですよという話ですが、全国的には全然多くないし、まだまだ増やせるのだから単純に
自分はまず思いました。

海士町を見ると、さらに海士町は横瀬町よりも、一つは離島です。離島の非常に交通不便なところにあ
って、危機感の根が横瀬よりも深いと思いました。だから、危機感をベースにした新しいアクションが起
こせるのかなと思ったのと、それとこの地方創生の動きを我々よりも10年ぐらい前からやり続けてきた蓄
積がやっぱりあるなと思いました。今、海士町の規模で、あれだけの外部人材が入っているのですけれど
も、それが海士町のすごいのは、限界集落まで含めて町の隅々まで皆が進んで活動しているということ
までいっているのです。

だから、そういう姿を見ると、さっきの質問にも関係するのですが、地域との関わりをもっと増やせる
と思いますし、もっと地域に協力隊が散らばっていく、あるいは広がっていくみたいなのは、ぜひつ
くりたいなというふうに思っています。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再々質問ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 すみません、答弁ありがとうございます。先ほど課長が6と言って、6は6だった
のですけれども、細かく分けると7だったですか。さっき答え始めていただいて、すみません、私がちょ
っと反応してしまったので、今後、どんなミッションというか、どういう形で募集をするとかという具体
的なのがあれば、それをお願いしたいのと、あとやはりこの資料の協力隊の受入れに関する手引を読んで
いると、かなりこういういろいろ細かく書いてあるのです。

その中で、かなりサポート体制をしっかりするよというところがすごく書かれていて、事前に地域と
のやり取りも大丈夫ですかみたいなことまで書いてある。事前に地域と共有して受入れ体制をつくって受
け入れて、そこからサポートもすると手厚く書かれていまして、これやっぱり移住者って本当に孤独で、
つらいときがあると思うのです。

なので、そういったことでこうなっているのだと思うので、ぜひそこを強化していただきたい中
で、もう一点なのですが、その地域の現状というか、あまりネガティブなことを伝えるというのはよくな
いという意見もありますが、でも現状、こういうことが起きているよという地域の人たちとまずは関わっ

てからやったほうが先が結構うまくいっているよとか、そういったことというのをしっかり伝えていくことも大事なのかなと。募集要項ではなかなかうたえなくても、その後の面接のときに伝えとか、そういったネガティブな部分も含め、これ、とある動画であったのですけれども、地域のネガティブな部分を移住してから伝えるのか、移住する前に伝えるのか、これは結婚と一緒にだよというようなイメージしていて、お嫁に行くのに、うちの地域こういう地域だよとか何も言わずに行って、いろいろあるというのは多分分かると思うのですけれども、それと同じように引っ越してから知るよりも、やっぱり前もって知っておきたかったなという方もそういうときに結構いると思うのですね、例えがいいか分からないのですが。

なので、やはりそれなりにネガティブなこともしっかり伝えて、その上で決心を持って来ていただくと、それが本当一番の定住率。そして、定住率というか、満足定住率というか、定住している中での満足率というのを上げていかないといけないと思うので、健康寿命ではないですけれども、生きていけばいいということではないので、暮らしていく中で満足を上げられるようにやっていっていただきたいと、そういうこともありますが、その部分どうでしょうかという、2点お願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、再々質問に答弁させていただきます。

2点で、ミッションについてですけれども、先ほど私のほうで3年目の隊員さんが9名いらっしゃるといことでありました。ですので、例えば有害鳥獣の関係であるとかという方も隊員になったりとかいうこともありますので、そういった今活動されている方の分野をまた募集するということもあるでしょうし、株式会社E N g a W Aに対してもそうですし、あと今考えられるのは子育て分野であるとか、あるいは観光分野であるとかといったミッションについては、今想定をしているところでございます。これが1点目です。

2点目については、地域の現状を事前に隊員の皆様にお伝えする、希望者に伝えるということだと思えますけれども、ということについては大切だなというふうに思います。その機会の場合なのですけれども、例えば募集イベントをやるときにとか、あるいは当然その前に、何らかの形で横瀬町に関わっていただくなんていうときがあるかもしれませんので、そういった機会を捉えてお話をするということはできるのかなというところがあります。

それともう一点は、地域おこし協力隊のインターン制度の中で来ていただいたときに、そういったところについてもしっかり説明をしたり、見ていただいたり、聞いていただいたりというようなところもあってもいいのかなというふうに思っております。事前にというところが、委嘱されてからということではないと思っているので、そういうことだと思いますが、もし委嘱してからだということになると、赴任時に、着任時に研修会もございますので、そういうところでもそういったことをお伝えする場面も設けることができるのかなというふうに思っております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからも少し補足をします。

まず、地域の現状を事前に知っていただくということに関しては、大変重要だと思います。いいことばかり言うということではなくて、ある程度そこはお互い確認ができたらいいなといつも思っています。ちなみに、私はいつも採用面接のときに、冬は寒いけれども、大丈夫ですか、とりわけ家の中が寒いということだったり、あと虫が多いけれども、大丈夫ですかだったり、それからあいさつをしないと地元の人には溶け込めませんよということだったりと言って、先方の反応を確認するようにしています。

あと、今後の募集も、E N g a W A は今随時募集にしているのですけれども、課長答弁にありましたけれども、来年度9名が卒業します。その辺り踏まえて、あるいは町として必要なところをもう一度考えて、春にまた新しい募集は少しつくっていくということになろうかというふうに思います。

あと1つ、これ補足なのですけれども、先ほど卒業生、横瀬町12名卒業で8人定住、定住率が66%だったかな、多いということなのですが、ポイントはその残りの4名なのですけれども、横瀬町に住んでいない12引く8の残り4名のうち、75%は今でも横瀬町と関わって活躍をしてくれているというところも付け加えさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、地域活性化起業人についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項2について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細（1）のうち、活動の現状でございますが、現在、地域活性化起業人は5社5名おります。このうち、活動年数は12月1日現在、1年目が4社4名、3年目が1社1名となっております。

活動の形態といたしましては、企業派遣型と副業型がございますが、横瀬町の場合は5社全てが企業派遣型となっております。

主な活動は、町の出資法人への経営支援、外部人材の活用などの関係人口、交流人口の創出拡大、官民連携、農業や観光の振興、イベントやコミュニティマーケティング、食の人材育成などの内容となっております。

次に、評価でございますが、まず町の第三セクターであります株式会社E N g a W A の経営について、様々な観点からの分析に基づくアドバイスをいただいています。また、地域おこし協力隊や集落支援員、活性化起業人などの外部人材の活用のための支援もいただいております。それと、株式会社E N g a W A の地域商社機能の強化、とりわけ販売促進の支援、日本一歩きたくなるまちプロジェクトの関連事業として、ランニングクリニックを開催することによってのイベントマーケティングのトライアル、イタリア料理の食人材の育成など、様々な分野において、それぞれの企業の専門的なノウハウや知見を生かした活動によって、それらに関わる職員、町職員や地域おこし協力隊などが通常の業務では得られない気づきや学びがあったと考えております。とともに、町や地域にとっても活性化につながっていると実感しております。

次に、課題と要旨明細（2）についての今後の展望を併せてお答えさせていただきます。課題といたしましては、大きく分けて次の2点となると思います。1点目は、地域おこし協力隊同様、起業人としての

活動の周知でございます。活動をしていく上で、起業人の顔や活動を知っていただくことが大切であり、今年度開催した町民の皆様の声を聞くプロジェクトにおいて、各地区での開催に起業人が参加するなど、周知する機会が限られており、十分ではないと考えております。今後は、地域おこし協力隊と同様な周知方法により、積極的に活動の周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

2点目は、最長3年という限られた期間での活動であることから、限られた期間の中で、起業人の持つ専門的なノウハウや知見をいかに町職員等が吸収したり、外部人材と連携して業務に取り組んでいく能力を身につけていくかが課題であると考えております。

これまでも、関わる町職員等はそういった意識を持ちながら起業人等業務に当たっておりますが、今後、より一層その意識を高く持つように指導していき、町職員等の人材育成にも努めてまいりたいというふうに考えております。

このように大きく分けて2点の課題を挙げさせていただきましたが、これらの課題の解決を図りながら、地域の活性化のために引き続きしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ありがとうございます。質問2点です。いい形で活用されていると思います。頑張っていると思います。

今年度から副業型に関しての活用を考えていらっしゃるか、これは応募がないとできないことなので、考えたところかどうかというのはあるのですが、この状況についてお聞かせいただきたい。

あと、似たようなものでふるさと納税人材派遣版であったと思うのですが、こちらの状況がもしあれば。その2点お願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、再質問に答弁させていただきたいと思います。

まず、1点目の副業型の関係でございます。現在のところは、具体的には採用するという予定はありません。ただ、この副業型というのは、町あるいは企業、あと起業人の候補者であるそのご本人の思いが、全てがマッチしないと成立しないものでございますので、そういったものがクリアされれば、活用に向けて前進するのではないかなというふうに思っております。

それと、ふるさと納税の人材派遣型ということで、企業版だと思いますけれども、過去にはそういった人材がおりましたが、現在はおりません。前提としては、人材派遣型の企業版ふるさと納税の寄附金をご寄附いただく企業様がいないと成立はいたしませんので、今後、ご寄附の申出等があれば活用の可能性はあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再々質問ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ありがとうございます。なかなか副業型に関しては、一致しないという部分があるかと思います。ただ、これ副業型の要件って、結構私としては緩いかなという気がして、勤務日数が月4日以上かつ20時間以上で、受入れ自治体における滞在日数は月1日以上でいいのです。すごくラインが低くなって、だからいいってわけでもないし、これ自体がいいのかどうかということもあるのですが、ただ使い勝手がいいのではないかと思うので、ぜひ活用していただきたいということで、いかがでしょうか。お願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。
町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうから答弁させていただきます。

おっしゃるとおりで、副業型は非常に柔軟に活用できる制度だというふうに思います。実は検討したことも具体的にありまして、たまたまとまらなかったのですが、引き続き有力な手段として見ていきたいなというふうに思っています。

それから、ふるさと納税の人材派遣も一緒でして、今、横瀬町、おかげさまで企業版ふるさと納税、いろんな先からいただいたり相談を受けたりということが増えてきましたので、その中ではまるようであれば、これも考えていきたいと。いずれにせよ、副業型の地域活性化起業人も、ふるさと納税人材派遣型も有力な手段だと思いますので、チャンスをうかがっていきたいなというふうに思います。

○新井鼓次郎議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、集落支援員についてに対する答弁を求めます。
まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項3について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細（1）のうち、活動の現状でございますが、現在、集落支援員は2名おります。今年に入りまして4月から1名、7月から1名活動を始めていただいております。活動の形態といたしましては、集落支援員には専任型と兼任型がありますが、横瀬町の場合は2名とも専任型となっております。

主な活動は、お一方は地域活性化起業人として活動していただいた経験があり、その活動であったスマートフォンやパソコンの操作などIT関連の相談、いわゆるITよろず相談をベースにして、ITに限らず、よろず相談の活動をしていただいております。

もう一方は、防犯や見守りなどの活動をしていただいていて、青色防犯パトロールを中心として高齢者サロンなど高齢者が集うイベント等に出向き、特殊詐欺の講話などの活動をしていただいております。

次に、評価でございますが、よろず相談の主な活動は週に2回、曜日を決めて実施していただいておりますが、常に相談者が多く、相談内容によっては役場の何でも相談室につなぐなど、町民の方々の困り事や不安の解消などに役立っていると思います。

防犯、見守り活動は、パトロールカーでの定期巡回、そしてもう一人の集落支援員のよろず相談に同席し、特殊詐欺の予防や対応などに対する相談をお受けしたり、公共施設の防犯チェックなど、着実に町民の方々の防犯意識が高まっているものと考えております。

次に、課題と要旨明細（２）の今後の展望につきましては、地域おこし協力隊同様、活動に対する周知と集落支援員に対するサポート体制ではないかと考えております。地域おこし協力隊員と同様な対応ではありますが、集落支援員としてスムーズに活動していただけるように、しっかり対応していきたいと考えております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質問ございますか。

４番、向井芳文議員。

○４番 向井芳文議員 ありがとうございます。

まず、１点目の質問が、令和３年度６月定例会のときに、私、この３つのと同じような質問をしています。当時は、恐らく地域活性化起業人に関しては地域おこし企業人だったと思うのですが、なぜか字が「企」の部分で「起」に変わってという、そういう意図なのだろうなというのは感じているところなのですが、そのときに各地区、７地区に２人ずつぐらい配置し、行政区長及び役員２３区担当等と協力して地域を活性化させる。選定は地域に任せるが、区長経験者を基本とするという案はいかがかという私の質問に対して、当時のまち経営課長が、各区に２名ぐらい集落支援員を配置して、町と行政区のパイプ役ということでございますけれども、支援制度としてもそういった活用もあるかなと思いますけれども、今後、検討していきたいと思いますとお答えいただきました。

先ほど、私がちょっと集落支援員の部分を先にやってしまったので、先ほど町長からのご答弁の中では、そういう形は考えていないというような感じのニュアンスの部分も入っていたかと思うのですが、海士町がこれ募集の時点で、少子高齢化などの課題を多く抱えながらも、積極的に地域活性化に取り組んでいる離島、海士町と。この島を将来にわたって維持していくためには、町を構成する１４集落それぞれについて的確な支援を行っていく人材が欠かせませんと。こういう地区に配置というようなことをうたって募集していて、それが先ほどの地区に住んでいるということにもつながっているのだと思うのですが、こういった形でパイプ役で、これ集落支援員の主な構成とか見ると結構行政区の長みたいなのが多いのです。地縁団体の長とか地域役員というのが、それぞれ３３．３、３０．７など６４％を占めているという構成比で、なのでそういった活動もあるのかなと思っておりますが、再度その部分いかがでしょうかという部分です。

それと、先ほどのことの続きになってしまうのですが、地域おこし協力隊を管理するという部分で、大分県の竹田市って、ちょっと事例の詳しいところは割愛させていただくのですが、そういったような活動を地域おこし協力隊受入れ地域、受入れ自治体との調整役を担いということで、集落支援員が活動されているのです。

なので、再度、これはもしあれでしたら町長に再度この集落支援員を活用して、地域の方を採用して、地域活性化起業人の方と一緒に管理して、地域とのパイプ、調整はそちらが担うみたいな形はいかがでしょうかというのを再度お答えいただければ。この２点お願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 再質問でしょうか、答弁させていただきたいと思います。

私のほうは、初めのほうの各地区に配置できるかどうかという話でございます。先ほどお話があったように、連携協定を結んでいる海士町さんではそういった形での採用をしているというところでございますので、連携協定結んでいるということもございますので、情報収集には努めていきたいというふうに思っております。

現に他の自治体で配置しているということでもありますので、そういった役割があるというふうに思っております。最終的には集落支援員というのは、どなたにやっていただくかということが非常に重要であるかと思しますので、具体的な役割もどう決めていくかということも含めまして、これ全地区で導入するというのは、一斉にというのはなかなか難しいと思いますので、どこかでモデル的な地区を選んでとか、そういった形で取り組めるかどうかというところをこの後、検討していければいいかなというふうに思っております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからも補足をします。

そうですね。先ほどの答弁もさせていただいたのですが、こうあるべしという型から入るというよりも、小さな実践をやっばり積み重ねていくというフェーズかなと思います。とりわけ集落支援員は、総務省が今つくっているこの制度の中で、何でしょう、一番受けが広くて柔軟性が高いです。居住者でもいいし、非居住者でもいいし、勤務形態も柔軟に設定ができるので、その辺を踏まえて本当に集落支援員は柔軟に活用していきたい制度だなというふうに考えています。

今時点でいくと、集落支援員という名前から連想される地区からそれに入るのか、ではなくて、どちらかというところと業とか得意分野、その人の得意分野で活躍してもらうというところから今は入ってきていて、しばらくこの流れが大事かなというふうに思っています。いずれにしろ、今2名なのですが、今日、質問出させていただいて、3分野では今後、人数的には、現在の人数比、さらに増やす可能性が高いというところでは、集落支援員は制度としてもっと使っていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再々質問ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ありがとうございます。ちょっと説明が不足したところを補足させていただきます。

今、伝わっていると思うので、おっしゃっていただいたので、先ほどの集落支援員の地域おこし協力隊の管理という部分は私は専任で考えて、各地区にというのは兼任で考えていました。それだけ、多分伝わっていると思うのですが。やはり全てにおいて、この3つのこれまでの質問をまたいで言えるのは、やっぱり人だと思います。今、人の選定もという話だったので、これすごく重要なことなので、まさにそこは一番の肝だと思っているので、今後、その場合は、人をしっかり見極めて、やはりその人次第で色々が変わってくるので、ぜひやっていただきたいと。

最後に、これも3つをまたぐのですが、ちょっと気になっているのが、この隊員の方々がかなりオーバーワークになっているのではないかなと。地元と関わるってすごく大事ですし、やっぱり人なので、全て

は人と人とのつながりなので、地元と関わることってすごく大事なのですが、関われば関わるほど呼ばれて、それが悪循環ではないですけれども、すごくオーバーワークになって、業務としてもこれは言えないなんていうのが個人的に行ったりとかというのがあると思うのです。なので、これはすごく地域と関わってくれるので、そこは絶対制限しないほうがいいのですけれども、その分ほかの部分の仕事を削れば削ってもらって、地域の活動というものをもっとその業務内でしていけるような体制にしていきたいと思うのですが、まだ時間があるので、いかがでしょうか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 人が大事だという話は、おっしゃるとおりだと思います。これから町政運営していく中で人材の確保、そして人材との協働、協調というところは一番大事だと思いますので、しっかり取り組んでいきたいなというふうに思います。

オーバーワークにならないようにという管理面もしっかり見ていきたいなというふうに思っています。外部からよい人材を引きつけ続けるということ、それから町民の皆さんで、まだまだ活躍していただける方に活躍の場をつくっていくということを意識して進めていきたいなというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 以上で4番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午前 2時28分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

○新井鼓次郎議長 次に、2番、関貴志議員の一般質問を許可いたします。

2番、関貴志議員。

〔2番 関 貴志議員登壇〕

○2番 関 貴志議員 2番、関貴志でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。今回の質問ですが、高齢者等の暮らしの安全についてになります。

まず、1つ目の質問になります。12月1日現在、横瀬町の人口は7,604人となっており、そのうち65歳以上が35.8%の2,724人となっております。令和元年12月の横瀬町の人口と比較しますと、当時の高齢者の割合は33%となっており、この5年間で2.8%、65歳以上の高齢者が増えています。今後、65歳以上の高齢者が増えていく中で、子供と離れて暮らす高齢者の世帯や一人住まいの高齢者も増えていくことが予測できるのではないのでしょうか。

このような状況で、高齢者の緊急時の対応については非常に心配になることもあります。広報などで周知している高齢者等緊急通報システム事業が横瀬町にはあり、これはボタン一つで救急車を呼ぶことができるシステムを貸し出すものですが、この高齢者等緊急通報システム事業は、現在の対象者に対し、どれだけ設置できているか、また実際の緊急時において適切に利用ができているか、今後、対象者への周知はどのように行っていくのかをお聞きしたいと思います。

次に、積雪時の除雪作業についてになります。横瀬町は、県内でも雪の降る地域で、毎年20センチ前後の積雪はあるかと思います。積雪の状況によっては、高齢者だけでの除雪作業は非常に困難なケースがあるかと思います。横瀬町では、除雪作業に対して応援体制はどのようになっているのか、また過去の積雪が多い場合には、どのような対応を行っていたのかをお聞きしたいと思います。

以上が、私からの質問になります。よろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 質問1、高齢者等の暮らしの安全についてに対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

〔平沼朋子福祉介護課長登壇〕

○平沼朋子福祉介護課長 質問事項1について答弁させていただきます。

要旨明細（1）、高齢者等緊急通報システム事業についてでございますが、設置対象者は重度身体障がい者や65歳以上の方で、身体上慢性的な疾患などにより、日常生活を営む上で常時注意を要する方のうち、同一建物内に通報できる親族等が居住していない方となります。こちらについては、機器の設置費用、利用料は町負担となります。

また、それ以外の方で一人暮らしに不安を抱える高齢者、昼間または夜間1人になる方を含みますが、有料で利用することもできます。

まず、令和6年度の緊急通報システムの設置状況ですが、11月末現在で公費負担の利用者は38件、有料利用者は1件となります。

続いて、実際の緊急時での利用状況ですが、令和5年度は救急要請4件、誤報1件、令和6年度については10月末現在で緊急要請6件、誤報1件となっています。

次に、利用対象者への周知方法についてです。介護認定申請等で窓口に来庁された方には、高齢者の施策として各種サービスが掲載されているガイドブックを配布し、周知しています。また、町ホームページのほか、「広報よこぜ」においても年1回掲載しています。その他、民生委員・児童委員の皆さんが地域を訪問していただいている中で必要と思われる方に声かけをしていただいたり、地域包括支援センターの職員が総合相談の中で必要と思われる方には制度の説明をしています。引き続き、必要な方に利用していただけるよう、制度の周知に努めてまいります。

続いて、要旨明細（2）の積雪時の除雪作業についての応援体制でございます。自宅から公道までの除雪作業については、有料にはなりますが、横瀬町シルバー人材センターに依頼することができます。これまでも積雪時には依頼があり、除雪作業を行っております。最近はほとんど雪が降らず、依頼はないとのことですが、シルバー人材センターからは、今後も依頼があれば対応できると聞いております。

また、積雪が多い場合の過去の対応ですが、平成26年2月に秩父地域でも観測史上1位となる98センチを記録する大雪となりました。横瀬町社会福祉協議会では、初めて災害ボランティアセンターを立ち上げ、

対応しております。

派遣要請が23件あり、自宅から公道まで出られる最低限の除雪作業に限定し実施をしました。派遣ボランティア数、延べ76名で、要望のあった作業は2日間で全て完了しております。今後も災害時初動訓練やボランティアセンター立ち上げ訓練等を実施し、不測の事態に備えたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再質問ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 答弁ありがとうございました。先ほどの通報システムについては、適切に利用ができていますかと思いますが、この辺りでボタン一つで救急車が来てしまうというところがもちろんあります。その場合に、ご本人へどのようなタイミングで押すのか。結果、例えばご本人が体調が悪いで押しているのか、押して悪いのかがちょっと判断しづらいケースもあるのかなというところもあります。その辺というのはどのようにご本人へ伝えているかというところが1つ。

あと、先ほどシルバー人材、ボランティアというところのお話で積雪の対応をしていたというところはあったと思うのですが、積雪の予想に関しては天気予報である程度予想はできると思うのですが、ただ、やはり当日、降ってみないと分からないケースというのは非常に多いです。朝起きて、かなり積もっていました、これでは困るというところで、急な対応でシルバーにお願いしたりですとか、ボランティアを集めたりとなった場合に、なかなか集まりづらいのではないかなというのが正直思います。その場合に、どのように対応していくかを教えてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

〔平沼朋子福祉介護課長登壇〕

○平沼朋子福祉介護課長 ただいまの質問に答弁させていただきます。

緊急通報システムに関しましては、緊急のときには必ずボタンを押してくださいというふうに最初の設置の段階で説明をさせていただいております。今の現状としまして、年に6件通報できているということは、ある程度その部分については把握をされていると思われます。

また、通報しても、そのまますぐ救急車が来るのではなく、電話についているスピーカーからどうしましたかということで消防署から連絡が来まして、それに答えるという形で、来ていただくか、やっぱり間違えました、誤報ですということで、その場で来ない、済むということもあります。

また、除雪の関係なのですが、急な対応の場合に、除雪が間に合わないのではないかとこの質問に関しまして、これまでも緊急時には地域の皆さんが積極的に協力して雪かきをさせていただいております。横瀬町は、町民の皆様とのつながりが深い地域と思っております。共助が根づいている地域であると考えますので、その力を生かしながら、積雪以外の災害も含め、防災担当課と連携し、町のできる最大限の対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再々質問ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 答弁ありがとうございます。

最後にちょっと確認したいのですが、先ほど隣組であつたりというお話があつたかと思うのですが、今はまだ隣組であつたりですとか、知り合いの方というのが割と若い方が多ければ、やはり高齢で困っている方がいれば、手伝ってあげたりとかというのがまだまだ現状はあると思います。

ただ、やはり今後、高齢化が進んでいくと、隣のうちを手伝っていることがちょっとできないとか、自分のことで手いっぱいになってしまうということが出てくるのではないかなと思うのですが、そうなってしまうと、やはり先ほどの緊急通報システムを使って、玄関から道路まで雪が積もった状況のままですと、どうしてもストレッチャーであつたりですとか、救急隊が玄関までたどり着くのになんと時間かかってしまうというケースもあるのではないかなと思います。そういった場合に、やっぱり雪の降る地域では、地元の団体と連携して除雪が行えるような体制を整えたりですとか、事前にもうボランティアを募って置いていたりとか、そういった組織があつたりなんていうところもあつたりもします。

横瀬町においては、事前にそういった高齢者世帯のための、ためのという言い方もちょっとあれですけど、そういった連携を行っていくようなボランティア組織、そういったものを体制を整えていくということはあるですか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

〔平沼朋子福祉介護課長登壇〕

○平沼朋子福祉介護課長 ただいまの質問に答弁させていただきます。

積雪の際の体制づくりについては、北海道や東北地方等の豪雪地帯においては、自治会等を中心に除雪活動を行う除雪ボランティアの体制整備をしているようです。これにつきましては、日常的に積雪があり、屋根の雪下ろしなど住民同士お互いに協力し合って除雪をするという必要性から、雪処理の担い手の確保、育成のための取組であると思われます。

横瀬町につきましては、豪雪地帯と同様の対応を取ることはできませんが、関係各課、防災機関、自主防災組織等と連携して、その時々状況に応じて適切な対応を取っていければと思っております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 以上で2番、関貴志議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第5、議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第3号））についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第3号））ですが、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙に伴い、緊急に予算措置をする必要が生じ、令和6年10月10日、令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ781万1,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,263万1,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 それでは、議案第49号、令和6年10月9日に専決処分を行いました令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

便宜上、歳出から説明させていただきます。別紙の7ページから8ページを御覧ください。衆議院議員総選挙費ですが、令和6年10月27日に執行された第50回衆議院議員総選挙に係る執行経費を計上したものです。

主な内容としては、選挙管理委員や投票管理者、投開票立会人等の報酬が127万4,000円、職員の時間外勤務手当が290万円、ポスター掲示場用地借用の謝礼などの報償費が8万4,000円、会計年度任用職員の通勤手当や職員出張旅費の旅費が1万4,000円、消耗品や食糧費、帳票印刷代等の需用費が100万2,000円、郵便料や電話料等の役務費が42万7,000円、ポスター掲示板の設置や選挙機器の点検等の委託料が170万1,000円、自動車借上料や投票所借上料等の使用料及び賃借料が31万円、選挙公営負担金が9万9,000円となり、合計で781万1,000円となります。

なお、集計等について、9ページから13ページにかけての給与費明細書を御覧いただければと思いますので、説明を省かせていただきます。

続いて、歳入に移ります。6ページを御覧ください。衆議院議員選挙委託金ですが、埼玉県からの委託金として、衆議院議員総選挙に係る全ての執行経費を見込んでおり、781万1,000円となります。

以上で令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）の細部説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第3号））については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第49号は原案のとおり承認されました。



◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第6、議案第50号 横瀬町官民連携プラットフォーム審査会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第50号 横瀬町官民連携プラットフォーム審査会条例の一部を改正する条例についてであります。横瀬町官民連携プラットフォーム事業を拡大するに当たり専門部会を設置したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、議案第50号の細部説明をさせていただきます。

今回の官民連携プラットフォーム審査会条例の一部改正は、審査会に新たに専門部会を設置するために改正したいものでございます。官民連携プラットフォームであるよこらばは、今年度第2期としてスタートしておりますが、このたび、スタートアップ企業等の起業創業支援等のための補助制度を制定する準備ができました。

この補助制度の申請に対する審査に当たり、専門的な知見や経験が必要であることから、審査会の委員のうちから専門的な知見や経験を有する委員を選定し、専門部会を構成していきたいと考えております。

このことから、今回、第8条として専門部会の設置規定を加えさせていただいております。

なお、附則においては、施行日は公布の日からとしております。

以上、説明とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 5番、黒澤です。

ちょっと確認なのですが、専門部会を置くというふうに明記されているのですけれども、予定されている人数だとか専門性を持たせるといのは、例えば金融機関さんだったりとか、フォローアップが得意な経営診断士さんだとかということを想定しているのかどうか、再度確認させてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきます。

まず、人数の関係でございますけれども、現段階では専門部会を5名ということで、今のところ想定をしております。そして、構成する役職というのでしょうか、中小企業診断士の方であるとか、あるいは今、議員のお話のように金融機関の方であるとか、あるいは商工会議所の方、あと地元の事業者の方という形で、5人想定をしているところでございます。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ありがとうございます。今の黒澤議員の質問にちょっと付け足す形になるのですが、その5名というのは、先ほどのご説明だと委員の中から専門として選定ということですが、状況によっては外部から入れるとかということも検討はされているのでしょうか。もともとの委員の中から専門部会をつくるという話だと思うのですが、もともとの審査会に入っていない方を状況によっては入ってもらうというようなことも想定はされているのでしょうか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきます。

外部人材、審査委員以外の方につきましては、条例上でも関係者の同席もできるということになっているところが1点ありますということです。

それと、この後、そういった方々、適切な方が、人材がいらっしゃった場合というのは、審査委員として委嘱をさせていただいてという場面もあるのかなというふうに思っています。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第50号 横瀬町官民連携プラットフォーム審査会条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第7、議案第51号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第51号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてであります。職員の処遇改善を進め、夏季休暇の見直しをしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 それでは、議案第51号の細部説明をいたします。

事前にお配りしました資料1、新旧対照表を議案と併せて御覧ください。今回の条例改正は、職員の処遇改善を進めるため、夏季休暇の取得期間と付与日数を改めるものでございます。

改正の内容ですが、14条第2項第17号中の特別休暇の取得期間を、「7月から9月」の3か月間から「6月から10月」の5か月間に改め、付与日数を「3日」から「5日」に改めるものです。

施行期日は、令和7年1月1日となります。

以上で議案第51号の細部説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第51号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第8、議案第52号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第52号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてありますが、埼玉県国民健康保険運営方針に基づく保険税水準の統一に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

税務会計課長。

〔工藤 学税務会計課長登壇〕

○工藤 学税務会計課長 それでは、議案第52号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、埼玉県国民健康保険運営方針に基づく保険税水準の統一により、県内どこの市町村に住んでいても同じ保険税となることを目指すものでございます。保険税の賦課方式を現在の4方式、所得割、資産割、均等割、平等割から2方式、所得割と均等割への移行と、県が市町村ごとに示します標準保険税率に段階的に近づけていくものでございます。

説明の資料としまして、議案第52号資料1、新旧対照表と資料2、改正の概要をお配りしておりますので、ご確認をお願いいたします。

主に説明では、資料2、改正の概要を基にご説明申し上げます。まず、第2条第2項の改正でございますが、医療分の課税の方式を現在の4方式から2方式へ移行しますので、廃止となります「資産割額」と「平等割額」の字句を削除するものでございます。

続きまして、第3条第1項でございますが、2方式への移行後も引き続き算定をします所得割額について、税率の改正を行うものでございます。

続いて、第4条でございますが、資産割額の算定になりますが、資産割額の廃止により規定を削除するものでございます。

続いて、第5条でございますが、2方式へ移行後も、引き続き算定をします均等割額について、その額を改めるものでございます。

次に、第5条の2でございますが、平等割額の算定になりますが、平等割額の廃止により、この条を削除するものでございます。

続いて、第6条でございますが、後期高齢者支援金等課税額の所得割額について、税率を改めるものでございます。

続いて、第7条でございますが、後期高齢者支援金等課税額の均等割額について、その額を改めるものでございます。

次に、第8条でございますが、介護納付金分の課税額の所得割額について、その税税率を改めるものでございます。

次に、第9条でございますが、介護納付金分の課税額の均等割額について、その額を改めるものでございます。

次に、第21条第1項及び第2項でございますが、保険税の減額に関する規定でございます。こちらも2方式への移行により、平等割額に関する字句の削除と、均等割額の算定方法の改正についてでございます。

最後になりますが、この改正の施行日は、令和7年4月1日からとなります。

なお、令和6年度までの算定につきましては、従来どおりとなります。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第52号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第9、議案第53号 横瀬町環境審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第53号 横瀬町環境審議会条例の一部を改正する条例につ

いてであります、横瀬町行政組織条例の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 議案第53号 横瀬町環境審議会条例の一部を改正する条例の細部説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、横瀬町環境審議会条例の新旧対照表を御覧ください。横瀬町行政組織条例の一部改正に伴いまして、第7条中「振興課」を「環境課」に改めるものになります。

この条例の施行は、令和7年4月1日となります。

以上で議案第53号の細部説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 すみません、確認なのですが、「振興課」を改め「環境課」になるということで、内容的にはどのようなものが変わるのかちょっと教えてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田勝一振興課長 それでは、答弁させていただきます。

今まで振興課のほうで庶務を行っておりましたけれども、新たに環境課が創設されるということになりましたので、環境部門でございますので、環境課のほうで庶務を行うということでございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 町長。

○富田能成町長 では、私のほうから補足させていただきます。

令和7年4月から環境課を新たに新設する予定になっています。環境課は、機能としては今の建設課の中にある下水道浄化槽グループと振興課にある環境担当をつけて環境課にする予定です。趣旨は、やはり横瀬町の諸課題の中で景観環境づくりというのが非常に大きなテーマであります。環境課をつくって、そこをしっかりとっていきたいというふうに思っておりまして、そういった組織改正を予定していて、その一環でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第 9、議案第53号 横瀬町環境審議会条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。



◎議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第10、議案第54号 横瀬町下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第54号 横瀬町下水道条例の一部を改正する条例についてありますが、下水道法施行令の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

建設課担当課長。

〔久古 武建設課担当課長登壇〕

○久古 武建設課担当課長 議案第54号の細部説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、環境基本法の水質汚濁に係る環境基準の見直しに伴い、下水道法施行令が一部改正されたことによるものでございまして、放流水の水質の技術上の基準が「大腸菌群数」から「大腸菌数」へ改正されたことによるものでございます。

「大腸菌群数」は、ふん便汚染の指標として、大腸菌及び大腸菌と性質の似ている細菌の数を測定しており、大腸菌以外の自然由来の細菌も含まれた形での測定となっておりましたが、近年の水質検査に係る技術の進歩によりまして、大腸菌のみを検出する「大腸菌数」の測定を簡便に行う技術が確立されたための法改正となっております。

これに合わせまして、当町も、令和7年度から、水質管理センターで実施しております水質検査の項目を「大腸菌群数」から「大腸菌数」へ変更する方向で、現在、準備を進めております。

事前にお配りしております新旧対照表を御覧ください。1 ページ、除外施設の設置等、第 9 条第 3 項第 10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めるものでございます。

その内容でございしますが、第 9 条第 3 項におきまして、工場や事務所などから排出されます特定の物質については、工場や事業所において除外施設を設けまして、下水道法や町の下水道条例で定めた水質基準値以下に下げた上で、下水道へ排水することが定められておりますが、第10号におきまして、「大腸菌群

数」は、従来も規制対象から除かれているため、項目が「大腸菌数」に変更になりましても従来どおり規制対象から除く旨の内容となっております。

以上で議案第54号の細部説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第54号 横瀬町下水道条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。



◎散会の宣告

○新井鼓次郎議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時13分

令和6年第6回横瀬町議会定例会 第2日

令和6年12月11日（水曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第55号 令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第56号 令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第57号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第58号 令和6年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第59号 工事請負契約の締結についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第60号 町道の路線の認定についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第61号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定について、議案第62号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定について、議案第63号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第64号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、閉会中の継続審査の申出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1 番	森	沢	望	美	議員	2 番	関		貴	志	議員
3 番	町	田		多	議員	4 番	向	井	芳	文	議員
5 番	黒	澤	克	久	議員	6 番	宮	原	み さ	子	議員
7 番	新	井	鼓	次 郎	議員	8 番	内	藤	純	夫	議員
9 番	若	林	想	一 郎	議員	1 0 番	関	根		修	議員
1 1 番	小	泉	初	男	議員	1 2 番	若	林	清	平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副町長
山	中	正	広	教	育	逸	見	和	秀	総務課長
大	畑	忠	雄	まち	経営	工	藤		学	税務会計課長
				課	長					
島	田	伸	子	税	務	平	沼	宏	一	町民課長
				課	担					
				管	理					
				者						
平	沼	朋	子	福	祉	加	藤	美	智	福祉介護課担当長
				課	長					
守	屋	則	子	健	子	町	田	勝	一	振興課長
				育	康					
				課	て					
小	泉	達	美	建	設	久	古		武	建設課担当課長
				課	長					
町	田	一	生	教	育					
				次	長					

本会議に出席した事務局職員

加	藤		勉	事務局	渡	辺		岬	書	記
				長						

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○新井鼓次郎議長 皆様、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。

◇

◎議事日程の報告

○新井鼓次郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第1、議案第55号 令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第1、議案第55号 令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,964万円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ46億227万1,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩して、各担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時16分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 では、質疑をさせていただきます。

まず1つ目が、9ページです。町制施行記念式典事業の食糧費23万8,000円、これは規模が大きくなっ

たと、人数が増えたというご説明でしたが、もう少し具体的にどのような内容で。結構な額なので、人数が増えたといっても、もともと予定されたものに対して増えてというところで考えると、どれだけの規模で増えたのか、その辺りの詳細を教えてください。

それから、ページめくっていただいて10ページなのですが、上から3つ目になるのですか、企業版ふるさと納税基金積立金ということで、これ特定財源として行う事業がありますが、その差額でございますけれども、これはこの後、何か特定のこれに使うとかというような、そういうものがあるのかどうか、それをお願いします。

また、同じページのそれに関連してですが、プロスポーツコンテンツ委託料ということで300万円、もう少し詳細を、どのようなことを予定しているかというのをお願いします。

もう一問、これ最後ですが、16ページの下の観光地、これも先ほどの特財に関するものなのですが、観光イベント委託料ということで1,100万円、企画運営ということですが、この内容の詳細、今分かっていることの部分、答えられる部分で大丈夫ですので、教えていただければ。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 町制記念式典の食糧費の増額ということでございますが、当初予定していたのが、招待者280名を予定しておりましたが、事業のほうの見直しを行いまして、一般の町民の方もご招待しようということになりまして、総数500人を想定して準備のほうを進めたいと思っております。

食糧費ですが、赤飯が900円で225増です。あと、お茶180円の220本増ということで、23万7,600円の増額となっております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私から2点ご説明申し上げます。

まず、企業版ふるさと納税の基金の積立金でございますけれども、この700万円ちょっとの使い道につきましては、令和7年度に入りまして、この使途については先ほども説明させていただいたように、埼玉武蔵ヒートベアーズさんを活用するという要望でございますので、それに関連する事業をこの700万円を使って令和7年度実施していく予定でございます。

それと、外部人材の活用事業の中のプロスポーツコンテンツの300万円でございますけれども、これも同様に企業版ふるさと納税の寄附者のご要望によって埼玉武蔵ヒートベアーズさんの選手たちを活用した事業ということになっておりますが、タウンプロモーションというのでしょうか、選手の皆さんとコラボをして横瀬町の知名度をアップするような事業をこの後考えていきたいということで、3月までにこれを実施していく予定となっております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 振興課長。

○町田勝一振興課長 それでは、観光イベント委託料の内容についてご説明をさせていただきます。

今のところインバウンド対応のイベントを検討しております。特に埼玉県及び秩父市への訪日外国人の

うち、台湾からの旅行客が一番多いことを鑑み、台湾に特化したイベントがよいと今現在考えております。
以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

9 番、若林想一郎議員。

○9 番 若林想一郎議員 10ページの地域おこし協力隊起業支援事業費補助金500万円、これについての詳しい説明をお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきます。

この500万円につきましては、昨日も一般質問の中でもちょっと触れさせていただいたのですが、今年度、地域おこし協力隊が9名退任されるということで、その方々が起業する可能性があるというところで、何人かもう希望を聞いているのですけれども、まだ聞き切れていないのですが、そのための補助金として国で用意されている100万円というのがあるのですけれども、その分を補助、足りない分について補正予算をさせていただくというところでございます。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

9 番、若林想一郎議員。

○9 番 若林想一郎議員 ただいま説明の中で9名の方が起業されると。こちらについては、町内でなくて、町外でも補助金が出るかどうか。この辺のことがちょっと、起業されるということは大変素晴らしいことだと思いますので、横瀬町で研さんを積んだ人が起業すると、大変素晴らしいことだと思いますので、これが一つの模範になって、次の方にもどんどん出てきていただくと。横瀬の地域おこし協力隊という人たちはすごいなと、この辺が推進できればと思いますので、教えてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、起業する場所、町内なのか町外なのかという話については、ちょっと今持ち合わせがございませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

9名全員が起業するかどうかというところは、まだ確定はしていませんけれども、起業する可能性があるということでの予算計上とさせていただきます。

以上です。

○新井鼓次郎議長 では、この点を除きまして再々質疑ございますか。

では、後ほど詳細についてはご報告させていただきます。

他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 歳入のところもあるし、あれなのですけれども、企業版ふるさと納税寄附金ということなのです。2件、1,000万円と1,100万円とあります。事業もやります、積立金もありますということ

なのだけれども、僕もいろいろ読んでいるのだけれども、何かいまいち、システム自体は分かるのです。純粋な寄附なのかなってすごく思うのです。

というのは、企業側が1,000万円あるいは1,100万円出す。出してくれますよねと。その辺のメリット、企業側のメリット、町としてはお金が来て、町が予定している事業なのか、提案されている事業なのか分かりませんが、それをやるから町自体に恩恵があるという理論というのは分かるのですけれども、寄附側のメリットとかデメリットというのがはっきり分からないのですよね、メリットが。デメリットがないから善意の寄附なのだと思うのですけれども、実際メリットはどういうメリットがありますか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 企業版ふるさと納税のやる側のメリット、これはまず原則論として自分の事業の収益とか関わるものはなしです。関係ないという話になります。その中でメリットは大きく2つあって、1つは節税メリットです。何年か前に、節税メリットをより享受できる形になって、マックス9割節税控除があるというのがメリットその1です。

もう一つ、実はこれが大きいのですけれども、企業のコーポレートイメージとかブランド力の向上です。今、とりわけ大きな会社は、みんないわゆる社会貢献活動みたいなのを大事にしている、社会貢献することで自分の会社のイメージをよくする、ブランドイメージをよくするということを力を入れてやっています。あるいは、ゼロカーボンへの貢献だったり、緑の何とかだったりというのをやっていくというところにメリットを感じているということで、今回も台湾のイベントを見ていただくと分かると思うのですが、これは西武鉄道さんです。西武鉄道さんが協力していただけるということですし、埼玉武蔵ヒートベアーズさんは自分のところで寄附する企業を紹介して下さったりとかされていて、それぞれはやはり社会貢献をするということと節税メリットを感じて動いてくださっているということかなというふうに理解しています。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 ふるさと納税の節税メリットがあるのですけれども、今のシステムでいくと、企業版カタログ商法ではないかというようにやゆされることもあります。結局、本来の寄附の設立の趣旨からちょっと外れてきて、やっぱり見返りがあって、節税にもなって、物も来るとかあるわけです。

今、僕びっくりしたのだけれども、9割控除になるというのは僕も読んでいます。そのほかに、例えばこういう提案型のものもあるわけです。提案したものについて、その提案した方は事業展開ができないような形というか、できないわけではないのだけれども、適正な何か競争してやってくださいということ、そういう制度になっていると思うのです。でも、その関連、今、町長が言ったように、紹介された企業、埼玉武蔵ヒートベアーズが紹介してくれた企業がやりましたと、それで埼玉武蔵ヒートベアーズさんを使ってやりますということになりますよね。

だから、何というのかな、要は関わっている企業が利益も持っていくと、何らかの迂回でも何でも。そういう制度上の欠陥があるのではないかということも、ある雑誌には言われているのです。だから、何が言いたいかというと、民間と提携する場合には、寄附にしろ何にしろ、相手は自分の利益がないと本来そ

ういう、例えば利益がないと本来は積極的ではないと思うのです。何らかの見返り、だから町長が言ったように、コーポレートガバナンスか、いろんな、ありますよね。融資を受けるにしても、そういう社会的貢献がないと駄目だとか、そういうもののイメージづくりにやっているのだという部分だけではなくて、そうではない部分もあるのかなと思うので、その辺を公平性を持って、資金をいただくのはいいけれども、その資金が関連にただ戻すだけみたいなことで町が動いてしまうと、町がやらなくていいことまで、別に方法、手段がある可能性があるのに、そういうところに頼ってしまうということもすごく懸念されるので、自主性を持ってちゃんと判断してやっていただきたいということで、今日の質問なのです。

2,000万円ぽんと出てくるというのはいいことなので、それをこっちがうまく活用するというのもいいことだと思うのですけれども、どうも仕組みそのものに企業側の思惑もあるから、その辺があって、何でもこういふこと言うかという、先月でしたか、副町長からライフルのことを聞きました。しょうがないのかなとは思っただけけれども、やっぱり僕は当初、多分言ったと思うのだけれども、一般企業だから補助金を受けるときに、7,000万円か何か受皿で農協に迂回してやりましたと。それどういう事業ですかと言ったら、東京なら東京と地元の企業がジョイントしてやる事業だから出るのですよと言ったと思うのです。そういう説明だと思うのです。

それについて、僕としたら何年その事業をやったら、素朴な疑問として補助金の対象になるのかなと。1年やってやめてもいいのかとか、そういう期限があると思うのです。どうも常識的に5年ぐらいかなと思っていたら、実は3年でしたよね、今回は。だから、例えば極端に言えば会計監査が入るとか、そういうのはどういうのが対象なのかというのもちろんと民間とやるときは、結構大きな会社だけれども、そういう自己都合ですよ、向こうの。それで、そのときは僕もしょうがないねって考えたのですけれども、それで10月からやりますと。説明を受けたのが9月でしたよね。9月中だったです。1か月あるかないかだったと思うのです。

だから、そのときも向こうの決算期というか、要するに営業年度か何かこうだからこうですという説明なのだけれども、あくまでもそれ企業の都合ですよ。ここで聞くことではないけれども、なる可能性があるのです。だから、企業が関わっている問題については、かなり慎重に寄附も受け入れるし、事業もちゃんと確認する。それと、その背後関係で、規則どおり寄附したところに、寄附したところがそのままできるような形だと二重の得です。仕事が取れて、1,000万円やったけれども、1,000万円来て、それでなおかつ控除でというような、簡単に考えるとそういうような状況が間接的にも起きるような感じだと、ちょっとやばいかなと思います。

北海道のほうで問題になっているところもあるのです。懸念事項なので、収入が増えるわけですからいいことだけれども、その辺を十分チェックして慎重にやっていただきたいと思うので、一応質問なのですけれども、そういうことを今後、配慮していただけるかどうか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私のほうからは、寄附の受入れに当たりまして、寄附の大小だとか見返りは禁止されているということは議員のおっしゃるとおりで、その辺については国の基準、Q&A等もございますので、それに照らしまして、その段階ではチェックをしているというところでございます。

以上です。

○新井鼓次郎議長 町長。

○富田能成町長 今、関根議員に話していただいたことは、この制度の肝だと思います。非常に大事なところでして、個人版のふるさと納税は、もうここまでそこそこの年月をかけて、少しずつルールづくりが、より厳しくというのですか、されてきている方向にあって、企業版ふるさと納税、ここに来て幾つか全国的にもはみ出し案件が出てきています。問題案件が出てきていて、我々としてはそういうのをしっかり見て外さないように、町の自主性とか企業に踊らされないということは非常に大事なことで、横瀬町はここまで官民連携は、他自治体よりも実践はかなり積んできていると思いますので、その辺はしっかり慎重性を持ってやる、やらないの判断を進めていくというところは、しっかりやっていきたいなというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 言葉いただいたのですけれども、企業ですから、提案した企業の下請だとか関連だとかいっぱいあるわけです。だから、そこに適正な競争をしてくださいということは、随意にしても入札にしてもいろんなやり方があるわけです。だから、額によって入札がなくてもいいというものもあるので、その辺をどここの親会社が出して、その系列なり独立したところがやるというのも、これ迂回がかなりできる状況だと思うのです。こっちはそこまでちゃんと調べられない場合もありますから、だからその辺をよく注意してやっていただきたいと思います。これは要望でよろしくをお願いします。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 5番です。すみません、3点あります。

11ページの移住・定住促進事業の中の同窓会開催補助金が、今回、増額になりました。これの手を挙げてきた団体さん、個人の同窓グループでしょうけれども、一応この年代がもし把握できていれば年代を教えていただきたい。なぜならば、移住・定住の促進を進める事業の中の補助金なので、年齢構成が多少気になっているということがありますので、年代を教えていただければと思います。

続いて、15ページの带状疱疹ワクチンの関係なのですが、希望者が増えて増額ということです。ちょっと気になるのが、私の認識不足で带状疱疹ワクチンというのは、一度打てば残り数年ずっと大丈夫ということのワクチンではないということが、最近、私学びまして、例えば今回また申出してくれている方で、2度目、3度目というのかな、そういう方がいらっしゃるかどうか、もし把握できていれば教えていただきたい。

最後が、16ページのインバウンドの関係、観光イベント等委託料のところですが、このインバウンドの関係なのですが、今回、単発でやるイベントなのか、それともPRというのは通年かけていただけるのか、その辺もし情報を持っているようであれば教えてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私は同窓会補助金について答弁させていただきたいと思います。

これまでの申請団体の年齢構成というのでしょうか、年代の構成については、いろいろばらばらです。ですが、若い世代のグループの方もいますし、70代とかのグループもいらっしゃいますので、そこがどちらか傾向というのではなくて、ばらばらになっているというところで、今後の予定としましては、成人式であるとか、あるいは25歳の集いとかというところがありますので、若い世代の方がこの後、申請してくるかなというふうには想定をしております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 ただいまの質問でございますが、带状疱疹の助成金についてですけれども、带状疱疹はやはり一度打てば永久にということではないというふうには承知しております。今回、町で実施しております助成金については、1人1回のみということになっておりますので、2度、3度の例えば10年後に申請とか、10年は先なのですけれども、そういう申請はないでございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 振興課長。

○町田勝一振興課長 私のほうからは、観光誘客イベントについてということで、単発なのか継続なのかということですが、原資が企業版ふるさと納税でございますので、その辺はちょっと単発になるか、継続になるかというのは企業さんのご都合なので、ちょっと私のほうは分かっておりません。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 すみません。黒澤議員の関連の带状疱疹ワクチンの助成についてなのですが、今回、秩父市のほうが带状疱疹ワクチンの助成をいたしまして、秩父市は1万5,000円、1回になりました。それなので、やっぱりこれはぜひ広域でやっていけるような形を取るためにも、横瀬町でぜひ来年度予算からでも1万5,000円、1回にできないかどうかお聞きいたします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 では、ただいまのご質問でございますが、確かに秩父市さんのほうで不活化については1万5,000円、生ワクチンについては7,000円と。うちのほうでは生ワクチンが5,000円、不活化が1回1万円、2回接種して2万円ということで助成をしております。そこで差があるわけなのですが、以前も申しましたが、この4月から制度のほう開始させていただきまして、その際は、秩父の4町で始めさせていただきました。秩父市さんが年度途中からということで、ちょっと金額が違うのですけれども、この部分につきましては財政事情もございますし、先ほど議員がおっしゃられたように、秩父郡市の統一ということも含めまして、あとは国の带状疱疹の定期接種化とかという動向もございますので、総合しまして以後検討したいと思っております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

2 番、関貴志議員。

○2 番 関 貴志議員 11ページのコミュニティ広場維持管理事業の施設等修繕料というところなのですけども、これ場所がどちらかというところと、何を直したかというところと、あと修繕の理由というか、それが老朽化なのか、何かいたずらをされてしまったものなのかというところが1つ。

それともう一点が、16ページの商工業団体助成事業の中の街路灯管理費補助金というところなのですが、こちら町内の対象になる街路灯が何基あるのか教えてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私からはコミュニティ広場の遊具の関係でございます。まず、場所については2か所あります。1か所は12区のコミュニティ広場でございまして、遊具については滑り台でございます。これについては老朽化というのでしょうか、に伴いまして、その補強をさせていただくというところです。もう一か所が3区のコミュニティ広場でございまして、ここは鉄棒になっております。これも老朽化によるもので、補強ということで、その2か所になっております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 振興課長。

○町田勝一振興課長 私のほうは街路灯の補助金の関係でございますけれども、現在、横瀬町内に250基ほどの街路灯がございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第1、議案第55号 令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第2、議案第56号 令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第56号 令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,220万5,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,991万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩して、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時49分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第56号 令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第3、議案第57号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第57号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万5,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,298万1,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩して、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時55分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第57号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第4、議案第58号 令和6年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第58号 令和6年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為について新たに設定するものです。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩して、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時59分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第58号 令和6年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

◇

◎答弁の補足

○新井鼓次郎議長　ここで、先ほどの9番、若林想一郎議員の質疑に対し答弁漏れがございましたので、答弁いたさせます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長　それでは、答弁漏れがございましたので、答弁させていただきたいと思います。

先ほどの地域おこし協力隊に係る起業支援の補助金の要件でございますけれども、町内で起業すること、あと起業する時点で町内に住所を有する者ということ等の要件がありますということで、答弁とさせていただきます。

以上です。

○新井鼓次郎議長　再質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

◇

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長　日程第5、議案第59号　工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長　上程されました日程第5、議案第59号　工事請負契約の締結についてであります。町道3307号線改築工事の請負契約を締結したいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

なお細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長　担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長　それでは、議案第59号　工事請負契約の締結についての細部説明を申し上げます。

工事名は、町道3307号線改築工事でございます。

工事の施工場所は、秩父郡横瀬町大字横瀬字16番地内でございます。

入札につきましては、令和6年11月11日に指名競争入札で実施いたしました。

業者につきましては、7者指名し、そのうち5者が応札した結果、5,150万円で落札となりました。

請負金額につきましては、消費税及び地方消費税を含めて5,665万円でございます。

請負者は、埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬6565番地、株式会社大場建設、代表取締役、大場武でございます。

工期につきましては、契約の確定の日から令和7年3月31日までとなっております。

以上、説明とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第59号 工事請負契約の締結については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。



◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第6、議案第60号 町道の路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第60号 町道の路線の認定についてであります。町道の路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 議案第60号 町道の路線の認定について細部説明をさせていただきます。

なお、議案に添付されております図面を併せて御覧いただければと思います。

町道3473号線は、字12番の和田河原地区で、本年度、令和6年度に新たに建設を予定している道路でございます。起点は、12区コミュニティ広場の西側を通る町道3208号線との接地点で、東側の町道3457号線までの延長130メートル、幅員4.5メートルの道路でございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第60号 町道の路線の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。



◎議案第61号～議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 ここで、お諮りいたします。

日程第7、議案第61号から日程第9、議案第63号までは、いずれも関連がありますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第61号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定について、日程第8、議案第62号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定について、日程第9、議案第63号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 一括上程されました日程第7、議案第61号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定について、日程第8、議案第62号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定について、日程第9、議案第63号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定についてであります。各施設指定管理者の指定期間は令和7年3月31日で満了となりますが、引き続き各施設指定管理者を指定したいので、各施設条例の規定によりこの案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、一括上程されました議案第61号から議案第63号までの各施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

今回の指定管理者の指定に際しましては、副町長を委員長にし、各施設を所管する課長など6名で構成する横瀬町指定管理者選定委員会を2回開催いたしました。第1回会議を9月27日に開催し、指定管理者の募集方法について協議いたしました。現在、各施設の管理を行っている指定管理者のこれまでの業務実績、収益等の実績から、現在の管理者による継続的、安定的な管理が望ましいと判断し、全ての施設について指定を更新する方法といたしました。

次に、指定の更新に当たり、各施設の管理を行っている指定管理者から申請書、事業計画書など更新に係る関係書類を提出していただき、第2回会議を10月29日に開催いたしました。事業計画と提出書類を確認し、審査したところ、それぞれ指定管理者として適格であると認められたため、次のとおり決定いたしました。

議案第61号、横瀬町地域振興拠点施設及び議案第62号、横瀬町観光案内所につきましては有限会社果樹公園あしがくぼ、議案第63号、横瀬町総合福祉センターにつきましては社会福祉法人横瀬町社会福祉協議会を指定管理者の候補者として決定いたしました。

指定の期間でございますが、3つの施設とも、これまでの安定した運営を行っているところではございますが、収益的事業に関わる施設でございますので、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。

一括上程中ではございますが、質疑は議案ごとに行います。

初めに、議案第61号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

次に、議案第62号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

次に、議案第63号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

採決につきましては、一括上程中ではありますが、議案ごとに行います。

日程第7、議案第61号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第8、議案第62号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第9、議案第63号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

_____ ◇ _____

◎議案第64号の上程、説明、質疑、採決

○新井鼓次郎議長 日程第10、議案第64号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第64号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。横瀬町固定資産評価審査委員会委員、加藤元弘氏の任期は、令和7年2月6日で満了となるため、後任として岡村祐氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものであります。なお、任期は3年でございます。

岡村さんについて申し上げます。岡村さんは、横瀬町第16区にお住まいで、昭和51年12月5日生まれの48歳でございます。

経歴でございますが、大学を卒業後、民間企業勤務を経て、平成24年4月に横瀬町役場の職員となりました。横瀬町役場では、総務課や税務会計課、まち経営課に勤務し、令和6年10月31日に退職をされま

した。現在は、税理士事務所に勤務しております。

固定資産評価審査委員会委員として適任だと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

人事案件ですので、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第64号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり同意されました。



◎閉会中の継続審査の申出

○新井鼓次郎議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいます。

○新井鼓次郎議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように整理いたします。

◇

◎閉会の宣告

○新井鼓次郎議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで議会を閉じます。

令和6年第6回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 新 井 鼓 次 郎

署 名 議 員 若 林 想 一 郎

署 名 議 員 関 根 修

署 名 議 員 小 泉 初 男